

エドゥアール・ビオとその業績

森 賀 一 恵

富山大学人文学部紀要第 63 号抜刷

2015年8月

エドゥアール・ビオとその業績

森 賀 一 恵

1. エドゥアール・ビオについて
2. 業績の概要
3. 『周禮』の翻訳について
 - (1) Introduction
 - (2) Avertissement
 - (3) デルヴェ・ド・サン・ドニ侯の関与について
4. むすび

1. エドゥアール・ビオについて

エドゥアール＝コンスタン・ビオ (Édouard Constant Biot, 1803.7.2.-1850.3.12) は、『周禮』のフランス語による全訳で知られる中国学者である。ビオの略歴については、パリ・アジア学会 (la Société asiatique de Paris) 1850年7月3日総会で読み上げられた、1849-1850年の業績報告のビオに関わる部分が簡潔にまとめている。それは Journal asiatique(aout 1850)(pp.116-121)に収められているほか、『周禮』訳にも再録されている。いずれも原文はフランス国立図書館が運営する電子図書館 Gallica で閲覧可能なので、以下に訳文のみ掲載する。

我々は当学会の最も活動的なメンバーであったエドゥアール・ビオ氏を失った。ビオ氏は、1803年7月3日、パリに生まれた。パリのコレージュで聴講生として古典と数学の課程を好成績で修了した後、1822年に理工科学学校 (l'École polytechnique) を受験し入学資格を得たが、それは同年代の若者の列に加わりただけで、そこには入学せずに、多様な、主に自然科学の分野を学び、教養の幅を広げた。1825年から1826年にかけては、助手として、父親¹⁾の調査旅行に同行した。彼の父は、イタリア、イリュリア、スペインで、北緯45度での秒振り子の長さを決定し、フランスとスペインを通る子午線の南端、フォルメンテラ島でも、その長さや緯度を測定する任務を負っていた。その作業に積極的に協力した後、パリに戻り、当時生まれたばかりの鉄道の世界で、有利で自由なキャリアを開始しようとして、その準備のためにイギリスに視察に出かけた。1827年に帰国すると、実際に建築技師の一人として、サン・テティエンヌ＝リヨン間の鉄道計画に参画し、七年近

1) ジャン＝バティスト・ビオ (Jean-Baptiste Biot, 1774.-1862.)。物理学者、数学者、天文学者。

くも、その仕事に完全に没頭した²⁾。1833年に計画が実現し、会社が技術者たちを解雇すると、彼はもう実業に従事して自由を犠牲にすることを望まず、仕事で得たささやかな自立できるだけの収入に満足して、もはや、彼にとってはるかに魅力のあった学問に復帰することしか考えなかった。彼は、文献として実証的な観察記録や興味深い伝承に満ちた書物が豊富な、中国語の研究に心惹かれるのを感じ、自らの自然科学の知識の助けを借りた上での、その文献の利用価値を見抜いていたのである。そこですでに若いとはいえない年齢で、あえて、この困難な研究をはじめ、スタニスラス・ジュリアン氏³⁾の最も熱心な弟子の一人となり、まもなく、前途に限りなく豊かな学術的生涯が開けてきた。彼は目指していた分野の仕事に十分なくらい言葉に習熟するとすぐ、一連の論文を書き始めた。それらは、我々の学会誌や他の学術論文集に発表され、中国人の天文学と数学、その帝国の地理と歴史、政治、社会に関するものだった。彼の身体は丈夫でなかったが、当時は心配するほどのことはなかった。学問一筋の孤独な隠遁生活を彩るために、1843年、彼は彼の愛情に値する人と結婚したが、彼と家族を幸福にしたこの結婚から三年の後、1846年に、彼は妻を失うという苦しみを味わった。それは、彼にとって致命的な打撃で、そのころから、彼を消耗させたに違いない体内に潜んでいた病の症状が恐ろしい勢いで進んだ。彼は、そのために仕事を放棄することはなかった。逆に、早すぎる死を予感し、残されたわずかの歳月で、もっと長い一生で成すべき仕事を蓄積しようとした。彼が病床を離れるのは、仕事に戻るためだけだった。このようにして、彼は三冊の重要な書物を完成させた。その三冊とは、『中国帝国地理辞典』(un Dictionnaire géographique de l'empire chinois)；『中国公教育史』(l'Histoire de l'instruction publique en Chine)と、『周禮』(Tcheou-li)の翻訳である。『周禮』の翻訳には、紀元前十二世紀の中国の政治行政組織の表が載録されているが、『周禮』は古代文明が我々に遺した、非常に興味深い非常に難しく、術語だらけで、わけのわからない書物のうちの一つである。ピオ氏は、敢えて、それを二度翻訳し直した。第一巻は彼の死亡時にはすでに印刷されており、第二巻はすっかり完成されていた。したがって、この書はまもなく出版されるだろう。だが、それらの仕事は、すでにかなり衰弱していた身体をすり減らして行われたのであった。ニースに滞在したピオ氏は、献身的に介護した妻の姉(妹)の優しさあふれる看護のおかげで、体力を回復したようだった。しかしながら、病はすぐに再び悪化し、今年三月、悲劇的結末を迎えた。ピオ氏の死は、東洋学

2) 技術者、事業家として著名なマルク・スガン (Marc Seguin, 1786-1875) らと会社を設立した。

3) Stanislas Aignan Julien (1797-1873)。1832年、レミュザの後を継いで、コレージュ・ド・フランスの中国学講座教授になった。中国語の他、ギリシア語、その他のヨーロッパ語、満州語、サンスクリットなども習得していた。翻訳は正確だという定評がある。

にとって大きな損失である。なぜなら、彼は、ゴービル⁴⁾、アミオ⁵⁾ 以来の、特殊な専門的知識と中国語の力を併せ持ち、ほとんど無尽蔵の事実と観察の宝庫を自由自在に扱えた唯一の人物だったからである。本当に重要なことを取り上げ、有効な結果を導き出しそうにないことを無視できる卓越した判断力のおかげで、彼は、ヨーロッパのより発達した科学のために、その宝庫の事実と観察記録を最大限に利用することができた。学界の中国に関する殆ど全ての知識は、フランスの貢献による。ビオ氏の功績は、この輝かしいフランス東洋学界の中でその仕事の性質と、結びつくことの稀な知識の結びつき故に、独自の位置を占めたということになる。彼の抜けた穴を埋めるためには、私が今しがた振り返ったばかりのものと同じ様な、全く特殊な環境が必要だろう。

エドゥアール・ビオ氏は、1847年5月21日に碑文・文芸アカデミーの会員に選ばれたが、その選出の喜びは、もはや、ともに喜びを分かち合うことのできない亡き妻を思うと、苦痛の混じったものにならざるを得なかった。(以下はJ・B・ビオのavertissementによる) この時、彼は既にロンドン・アジア学会の外国人会員、同都市の地理学会の通信会員、トリノのアカデミーの通信会員だった。また、フランス考古学会の会員でもあったが、この学会と、この学会と当協会及びアカデミーは、学究的な生涯を送った彼に許された殆ど唯一の気晴らしで、その余力は全て家族への愛情と仕事に捧げられた。

次に、1850年3月15日、ビオの葬儀における金石・文芸アカデミー会長、ラングロワ氏の弔辞の訳を載せておく。これも原文は『周禮』訳に収められているので、Gallicaで閲覧可能である。

皆さん

今まさに埋葬されようとする、学問にそれが当然要求すべき成果をもたらした同僚に、最後の敬意を表さなければならないことも既に十分悲しい務めですが、さらに辛いのは、余りに早く我々から奪い去られ、その勤勉な仕事から予想される素晴らしい収穫への期待を彼とともに持ち去った若い碩学の死が我々に課した務めであります。私は教授として、Ed・ビオ氏のコレージュで収めた輝かしい成績を手助けし称賛し、アカデミー会員として、その学識豊かな研究に票を投じて榮譽を与える巡り合せでした。そして、今日、先輩として、彼の早い思いがけない死を嘆くために来ました。我々のうち、東方の未開拓の分野を開くのに非常に苦勞している者にとって、自分たちの研究の珍しい継承者であり最も

4) Antoine Gaubil (1689-1759)。中国に派遣されたイエズス会宣教師。

5) Jean-Joseph-Marie Amiot (1718-1793)。中国に派遣されたイエズス会宣教師。

大切な相続人であると誇りを持って期待をかける者を失うのは残酷なことです。我らが同僚、スタニスラス・ジュリアン氏の苦悩がそれであります。氏は高度な知性と卓越した洞察力により、Ed・ビオ氏を彼が教えるに値する弟子に育てることに楽しみを見出しておられました。氏によって、驚異的で難解な道具である中国語が、我らが若い同僚の手に渡り、彼は天文学、歴史、地理、倫理の研究を支えるために、その道具を巧みに用いました。古代が常に我々にとって新鮮な魅力を持ち、はかないものは人生だけで全てが恒常的に永続的に存在する、神がわが流動的な西洋に対比するものとして東方の果てに置いたように思える国について、Ed・ビオ氏は、何と多くの未知の事柄を我々に明らかにしてくれたことでしょう。Ed・ビオ氏は、中華民族の古典の中に、現代の科学に役立つ天文学と気象学の観察記録を発見し、さまざまな時期にわが西洋を圧迫したに違いない遠い昔の人々の移動を研究して追跡し、物理的・政治的動乱によって破壊された都市の跡を見出し、中国の歴史の謎めいた物語を解明し、その中でも特に、帝国の安定性がどのように公教育の組織に立脚しているかを示しました。金石・文芸アカデミーはその損失を自ら慰めるために、開いている墓穴に花を投げることができます。

*Manibus date lilia plenis*⁶⁾

しかし、ベテランの科学者で、彼の幸福であり最も甘い栄冠である子息の最期を看取るためだけに生き永らえたように思える、尊敬すべき父の悲しみはどうして慰めればよいのでしょうか。彼は、健康状態から見れば休息が必要だった息子の死期を学識が早めたことを許すでしょうか。実際、ビオ氏の健康は彼の長く疲れる研究に損なわれ、彼の虚弱体質はその絶え間ない労苦で消耗したに違いなく、身体は精神の活動で衰弱したのです。アカデミーはその死を嘆きつつも、会員の中に学識と業績の犠牲者を加えたことを誇りに思うでしょう。

エドゥアール・ビオの略歴と当時の学界での位置づけは以上のようなものである。

2. 業績の概要

モール氏の学会員業績報告に附されたビオの業績目録は以下の通り。なお、*を附した14,15の二編は中国学関連ではない。

6) ウェルギリウス『アエネーイス』VI, 883。アウグストゥスの甥マルケルスの死の予言の後に語られる言葉。泉井久之助旧訳では、「手一ぱいに百合をくれ」、岡道男・高橋宏幸訳では「この手いっぱい百合の花をくれ」。

1. Notice sur quelques procédés industriels connus en Chine au XVI^e siècle, *Journal asiatique*, 1835.
(十六世紀の中国で知られていた工法の概要)
2. Note sur le triangle arithmétique, décrit dans le Souan fa tong tsong, ouvrage de l'an 1593, époque antérieure à l'invention de Pascal. *Journal des Savants*, 1835. (パスカルの発見に先立つ1593年の著作、『算法統宗』に見られる三角法について)
3. Mémoire sur la population de la Chine et ses variations, depuis l'an 2400 avant J.-C. jusqu'au XVII^e siècle de notre ère. *Journal asiatique*, 1836. (紀元前2400年～17世紀の中国の人口とその変動について)
4. Mémoire sur la condition des esclaves et des serviteurs gagés en Chine. *Ibid.* 1837. (中国の奴隷・下僕の状況について)
5. Mémoire sur le système monétaire des Chinois. *Ibid.* 1838. (中国人の貨幣制度について)
6. Mémoire sur les recensements des terres, consignés dans l'Histoire chinoise. *Ibid.* 1838. (中国の史書に記録された土地調査について)
7. Mémoire sur la condition de la propriété territoriale en Chine, depuis les temps anciens. *Ibid.* 1838. (古代以降の中国の土地所有の状況について)
8. Note sur la connaissance que les Chinois ont eue de la valeur de position des chiffres. *Ibid.* 1839. (数の位の値について中国人の有した知識について)
9. Table générale d'un ouvrage chinois intitulé Souan-fa tong tsong, ou Traité complet de l'art de compter, traduite et analysée. *Ibid.* 1839. (『算法統宗』, すなわち計算法総論と題する中国書の総目次の翻訳と解説)
10. Mémoire sur divers minéraux chinois, appartenant à la collection du Jardin du roi. *Ibid.* 1839. (宮廷コレクションの中国の多様な鉱石について)
11. Mémoire sur les montagnes et cavernes de la Chine. *Ibid.* 1840. (中国の山と洞窟について)
12. Recherches sur la hauteur de quelques points remarquables du territoire chinois. *Ibid.* 1840. (中国領の主要地点の高度についての研究)
13. Recherches sur la température ancienne de la Chine. *Ibid.* 1840. (古代中国の気温についての研究)
- *14. *Causes de l'abolition de l'esclavage ancien en Occident*. Paris, 1840, in 8°. (西洋の古代奴隷制廃止の原因)⁷⁾
- *15. *Mémoire sur la condition de la classe servile au Mexique, avant la conquête des Espagnols*. Paris, 1840, in 8°. (スペイン征服以前のメキシコの奴隷階級の状況について)
16. Tchou chou ki nien, chronique traduite du chinois, *Journal asiatique*, 1841.[et css]. (『竹書紀年』の

7) l'Académie des sciences morales et politiques の受賞論文。

翻訳)

17. Catalogue général des tremblements de terre en Chine. *Annales de chimie et physique*, 1841. (中国の地震総目録)
18. Traduction et explication du Tchéou-peï, ancien ouvrage astronomique, *Journal asiatique*. 1841. (『周髀』と題する中国古典の翻訳と解説)
19. *Dictionnaire des noms anciens et modernes des villes et arrondissements des 1er, 2e et 3e ordres, compris dans l'empire chinois*. Paris, 1842, in 8°. (中国帝国内町および府州県古今名称辞典)
20. Mémoire sur le chapitre Yu kong du Chi-king et sur la géographie de la Chine ancienne. *Journal asiatique*, 1842. (書経禹貢と古代中国の地理について)
21. Mémoire sur les déplacements du cours inférieur du fleuve Jaune. *Ibid*, 1843. (黄河下流の川筋の変化について)
22. Recherches sur les mœurs anciennes des Chinois, d'après le Chi-king. *Ibid*. 1843. (詩經に基づく中国人の古代風俗の研究)
23. Observations anciennes de la planète Mercure, extraites de la Collection des vingt quatre historiens de la Chine. *Comptes rendus de l'Académie des sciences*, t. XVII. (古代の水星観測記録, 二十四史より抜粋)
24. Note sur la direction de l'aiguille aimantée en Chine, et sur les aurores boréales observées dans ce pays. *Ibid*. t. XIX. (中国における羅針盤の指す方向とこの地域で観測される北極光について)
25. Mémoire sur l'extension progressive des côtes orientales de la Chine, depuis les anciens temps. *Journal asiatique* 1844. (古代以来の中国当方沿岸の漸進的な拡張について)
26. Mémoire sur la Constitution politique de la Chine au XIIe siècle avant notre ère. *Mémoires des savants étrangers*, publiés par l'Académie des inscriptions et belles lettres, t. II. (紀元前十二世紀の中国の政体について)
27. Études sur les anciens temps de l'Histoire chinoise. *Journal asiatique*, 1845 et 1846. (史書の古代について)
28. Catalogue de tous les météores observés en Chine, avec la date du jour de l'apparition et l'identification des constellations traversées. *Mémoires des savants étrangers de l'Académie des sciences*, t. X. (中国で観測された全流星リスト, 出現日および横切った星座鑑定のデータを附す)
29. Recherches faites dans la grande collection des historiens de la Chine, sur les anciennes apparitions de la comète de Halley. *Connaissances des temps* pour 1846. (膨大な中国史書に見える古代のハレー彗星出現についての研究)
30. Catalogue des comètes observées en Chine, depuis l'an 1230 jusqu'à l'an 1640 de notre ère. *Ibid*.

(1230年から1640年までに中国で観測された彗星リスト)

31. Catalogue des étoiles extraordinaires observées en Chine, depuis les temps anciens jusqu'à l'an 1200 de notre ère. *Ibid.* (古代より1200年までの中国で観測された異常な星のリスト)
32. *Essai sur l'histoire de l'instruction publique en Chine, et de la corporation des lettrés, depuis les anciens temps jusqu'à nos jours* 2 parties formant un vol. in 8°. Paris 1845 et 1847. (中国教育制度と文人層の歴史について—古代より今日まで)
33. Note sur un phénomène de mirage indiqué par quelques textes, *Journal asiatique*, 1848 (中国文献にみえる蜃気楼現象について)
34. Mémoire sur les monuments analogues aux pierres druidiques qu'on rencontre dans l'Asie orientale, et en particulier à la Chine. *Mémoires de la Société des antiquaires de France*, vol. IX, 1848. (東アジアに見られるドルイドの石碑に似たモニュメントについて)
35. Mémoires sur les colonies militaires et agricoles des Chinois. *Journal asiatique*, 1850. (中国の屯田兵について)
36. *Le Tcheou-li ; ou, Rites des Tcheou, traduit et annoté* (ouvrage posthume), deux vol. in 8° avec des planches, et un glossaire alphabétique. Paris, 1851.8. Notice sur quelques procédés industriels connus en Chine au XVIe siècle (1835) (『周禮』訳注)

エドゥアール・ビオは、有名な物理学者であるジャン＝バティスト・ビオの子で、初めは自然科学を中心とした教養を身につけた。英国留学より帰国した後は、鉄道事業に従事するのみならず、鉄道関係のマニュアル⁸⁾を著し、鉄道技術関連の書物⁹⁾を翻訳している。また、中国語を学び始めて二年ほどで初めて書いた論文(1)は、『天工開物』と『和漢三才図会』の記述に基づき、十六世紀中国の製糖法、冶金技術などについて述べたもので、同じ年の論文(2)は『算法統宗』を取り扱った数学に関するものであった。ビオの経歴から考えれば、科学史は彼には最も扱いやすい題材だったに違いない。この自然科学への志向は以後も続き、ビオの業績の顕著な特徴になっている。科学、中でも地質学、天文学、気象学などの知識を利用した論文はビオの中国学者としてのキャリアの全期間に亘って見られる(1,2,8,9,10,13,17,18,21,23,24,28,29,30,31,33)。フレーシュ(José Frèches)は「中国の科学に関する研究が初めて現われたのは十九世紀の半ば頃だが、それについてはエドゥアール・ビオの名を挙げねばなるまい」(*La*

8) *Manuel du constructeur des chemins de fer, ou Essai sur les principes généraux de l'art de construire les chemins de fer* (1834)

9) *Sciences et techniques Traité sur l'économie des machines et des manufactures* (1833)。Charles Babbageの著書の翻訳。

Sinologie, Presses universitaires de France, coll. « Que sais-je ? », 1975) と述べている。地質学との関わりからか、彼は地理にも興味を示し、地名辞典(19)を編纂したほか、地理に関する論文(11,12,20)も発表している。また、個人的な学風のほかに考慮に入れなくてはならないのが当時の社会情勢である。二月革命の年(1848)の11月に、金石・文芸アカデミーで読み上げた『周禮』訳の introduction (後述) では、ビオは『周禮』翻訳の意義の一つに社会改良のための参考資料とすることを挙げている。それを完全に真に受けるのは問題だとしても、ビオにそのような発言をさせた当時の社会の雰囲気や彼の仕事に全く影響を与えなかったとは考えにくい。実際、社会や制度に関する業績も幾つか残している。特に彼の代表作の一つとされるのが32で、これは書の扉に "ouvrage entièrement rédigé d'après les documents chinois" と記されているように、中国の資料に基づいて堯舜時代から清代までの教育制度史を叙述したものである。この "les documents chinois" が『文献通考』『続文献通考』『玉海』であることは自序に明記されている。十七世紀以降はモリソンなど宣教師たちの情報によるが、明代までの部分は概ね、上に挙げた類書類の選挙、学校などの部門の記事に拠っているのである。実は、ビオはこれのみならず、3,4,6,7など初期の一連の論文と最後の論文(35)でも類書類の各関連部門を主要な資料としている。遺作となった『周禮』翻訳の契機になったのもそれらの類書類であったことが『周禮』の序に見える。彼の遺作『周禮』仏訳については次章で紹介する。

3. 『周禮』の翻訳について

エドゥアール・ビオの遺作となった『周禮』(*Le Tcheou-li ; ou, Rites des Tcheou*) 訳注は、彼の死亡時にはまだ全て出版されていたわけではなかったため、父のジャン＝バティストがジュリアンらの援助を受けて、完成させた。『周禮』がどのような書物で、なぜエドゥアールが訳そうとしたのか、また、訳すに際して、どの版本を用いたかなどについては、エドゥアール自身が書いた introduction (序) に、また死後出版にまつわる事情についてはジャン＝バティストの書いた avertissement に詳しいので、重複する内容もあるが、以下にその全文の訳を掲載する。なお、原文は Gallica で閲覧可能であるので載せない。いずれも原注には注番号に*を付け、文末にまとめて載せる。

(1) Introduction (序)¹⁰⁾

私が四年もこの書物の翻訳に携わっている間、わがフランスのM・ボッタの科尔サバドの町の管轄地域での素晴らしい発見が、非常にヨーロッパ学界の注目を引いた。そこで、アッシリ

10) 1848年11月に、金石・文芸アカデミーの入会資格を得て『周禮』訳を献呈した際に会の席上で読み上げられた。

アの広大な町は、二十世紀以上の間、それを覆っていた塵から抜け出し、壮麗な遺跡を白日の下に現したのであった。考古学者たちは熱心な調査者のもたらした図面に感嘆し、彫像の象徴的な形や浮彫に刻まれた光景を興味深く検討した。それらの図面に加えて、楔形文字の碑の豊富な収集はそれ以上に文献学者たちの興味をかきたて、彼らはその神秘的な文字を解読しようと骨を折った。たちまち大胆な探求者たちが、M・ボッタによって開かれた広漠たる研究領域に押し寄せ、新たに遺物や同種の碑を発見したが、その文字の解釈にはシャンポリオンのような非凡な洞察力が必要なようである。しかしながら、既に君主たちと太守たちの名は読み取られ、一つの碑の全文が解読されて、ダリウス一世の即位と征服についてのヘロドトスの証言を立証した。これらの古代の文字資料を読み解くことによって、聖書やギリシア人の著述でばらばらの断片としてしか知られていないアッシリアとメディアの諸王朝の歴史を明らかにするとところまで徐々に辿り着くことができるだろう。そして、西アジア最古の文明を確立した体制の足跡を辿り、この方面から紀元前十世紀か十五世紀まで太古を遡って知ることができるだろう。

アッシリアの町の発見が人々の心に引き起こした波紋を見ると、同じとは言わないまでも同じような関心が、その同じアジアの東方を占める大国の民、つまりその文明は確実に紀元前二千三百年、アッシリア支配開始の推定時期の上限より八世紀前に遡る中華民族の古代の制度にも向けられるのではないかと私には思われた。この最古のヘブライ人と同時代の民族の考古学遺物は、まだヨーロッパ人には発掘できていない。しかし、その国の古代の文献的遺物は我々に伝えられており、それは余りにもしばしば東洋の文献記録を歪曲するあの驚くべき誇張がなく、きわめて正確な紀年法に基づくものであった。その古典群は孔子の時代から読書人層や全国民の畏敬の念によって保存されてきた。そして、聖典（経）として国家的な制度の下に教授され、また西暦紀元の頃より、その国の多くの学者たちのたゆまぬ努力によって校訂され吟味され注釈されてきた。ついには、入念に校訂されて、皇帝の命令によってまとめられたのである。十八世紀の宣教師たちはその重要な部分がある程度翻訳したが、その原始世界の古文書が何部もわがヨーロッパの大図書館に存在する今日、我々にはその訳業を完成させる仕事が残されている。私は新たに我々が研究できるようになった鉱山の一鉱脈を採掘しようと試み、その古文献集の中から間違いなく最も注目すべきものの一つを選んだ。というのは、それは紀元前十二世紀から八世紀にかけての中国の政治・行政組織を叙述したのだからである。私には、まだ知らない言葉を理解する鍵を発見することに取り組み人々を駆り立てる命がけの冒険のスリルや名誉を得る幸運の可能性はなかったが、優れた注釈の施されたこの中国古代の制度の大絵巻を翻訳することで、一つ役に立つことができると考えた。この根気のいる骨折り仕事が、ニネベとバビロンの失われた年代記を再編成することへの期待から大いにかきたてられたような関心を少々は得られるものと思ったのである。

翻訳が終わりに近づいた頃、予期せぬ出来事がヨーロッパを揺り動かし、人々の気持ちを我々

の社会全体の改造に向けさせた。これらの衝撃的なできごとの最中に私はひっそりと翻訳を完成し、我が国政府からは出版助成金の援助まで受けた。時代の違いはどうか、古代の制度を検討することは、私にはやはり近代社会を改良しようとしている人たちに勧めてよいことだと思われる。人類の運命に関わる大問題を解決するためには先ず、先人たちの多少とも検討の行き届いた意見や多少とも成果の得られた努力を知らなくてはならない。中国の諸制度の永続性とその莫大な数の人民への適用は、それゆえ、経済学の一部として位置づけられてしかるべきだと思われる。とにかく、このような比較研究はおくとしても、人類の歴史の大きな知られざる一頁はやはり研究の必要がある。

私が翻訳に力を注いだ書物は、普通『周禮、すなわち周の礼』の名で知られており『周官、すなわち周の設けた官職』とも呼ばれる。その書には、紀元前十二世紀の終わり頃に中国全土を支配し始めた周王朝の下での中国の行政機構に含まれる官吏の職務が詳細に記述されている。周王である武王を皇帝の座に即かせた革命は中国古代史の中でも最も重要な時代を画する出来事だった。そこには、牧畜体制の終末と農業体制の確立、黄河下流域に散らばる部族集団から変わることなく土地に縛られ組織的に単一の行政機構に支配される社会への変化が認められる。私が翻訳した書物の価値を正当に評価してもらうには、この過渡的な時期とそれに先立つ時代についてどうしても一言いっておかねばならない。

経書と四書に記された中国古代史の基礎となる確実なデータによれば、中国の原住民は原始的な狩猟民族で、紀元前三十世紀から二十七世紀にかけて、その中に北西からやってきた異民族集団が入り込んだ。その集団は文献では普通、「黒髪民族(黎)」(le peuple aux cheveux noirs)と呼ばれるが、明らかに先住民族の黒ではないか、または他の色の混じった髪に対しての呼称であり、先住民族の若干の生き残りはまだ中国中央の山地に居住していた^{*)}。その集団は「百姓」(les cent familles)とも呼ばれ、その初期の活動は北アメリカの森林伐採に向かった開拓者たちと非常によく似ている。先ず、その集団の最高支配者、つまり皇帝が総選挙で選ばれ、それが紀元前二十二世紀まで続く。その時代、統治権は夏后氏にあり、その領袖は禹という名で治水の大事業を巧みに指揮することに秀でていた。そこで、家畜の放牧に代わるものとして、定期的な耕作が初めて試みられたのである。各々の氏族は少しずつ大きくなり、ユダヤの部族やスコットランドのクランのような部族になった。夏后氏は五百年近く統治し、他の王朝、商に取って代われ、商は徐々に領土を増やし続けた。この第二の王朝の下で、周の氏族もしくは部族は西方の新しい文明の中心を渭水流域に形成した。渭水は北緯34度附近で黄河と合流する。周は戎夷を征服したり同盟を結んだりして、そこに新しい王国を建てた。紀元前十三世紀には、周と宗主国である商との間に争いが起こり始め、紀元前十二世紀後半まで続いた。それから、周の長である武王が、他の華夷の部族の長たちに助けられて、商の長である紂辛を破って統治権を与えられ、それによって統治権は彼の一族に属することになった。中華帝国はこの

時、東西三百から四百リユー¹¹⁾、南北およそ百五十リユーにまで拡大していた。訳書の第二巻にその地図があるが (p.262)、これは『周禮』巻二十三に記載されている情報そのものをたよりに私が書いたものである。その領土は多数の小王国に分かたれ、連盟の絆によって当時王と呼ばれた最高君主の国に統合されており、三公三孤がその最高君主の顧問団を形成した。宗主国には整った行政制度がしかれ、諸侯国の模範となった。諸侯国は五階級に分けられていたが、どの階級の国でも宗主国と同じように、厳密な意味での行政機関は六省に分割されていた。この制度の主要な特徴は、朝廷に関しては、『書経』周官篇、すなわち周の設けた官という名の篇に要約されている。それより前の時代に関する篇には最高君主に属する官吏の職務について、ずっと曖昧な記載しかない。『書経』第四部(周書)の周官篇と周王朝の成立に関する篇を読むと、皇帝の宮廷は、遊牧的なオールドの長の仮住まいなどではないことがわかり、従属的な首長(諸侯)と主権を持つ首長(皇帝)との関係を確定し種々の行政業務を規定する究極の法に服する、正真正銘の帝国の中心であることが認められる。『周禮』に詳細に記されているのは、その公共業務の完全な組織であり、その組織は、それはそれで五世紀後になってようやく解体した連盟体制とは別に、それを創設した王朝の後まで残った。『周禮』に挙げられた官の大部分は、紀元前三世紀の終わり頃に王朝を建て四百年以上続いた漢でも存在した。中には名称は異なるが職務権限は変わらないまま今日まで保存されているものさえある。要するに、『周禮』に記された制度の根本、つまり行政機関の六省分割は、今日まで継承されており、現在、広大な中華帝国を統治している韃靼満州民族の宮廷にも依然として見出せるのである。

この文献の信憑性はどうか、成立年代はどこまで遡れるか、その現存のテキストの年代はいつかについて、最高権威に提供された情報に基づき、今から明らかにしていこう。その情報は、私が翻訳に用いた内府本の巻首にまとめられている。

伝承によれば、『周禮』の作者はかの有名な周公である。周公は周の初代皇帝である武王の弟で、甥の成王の幼少時代に摂政を務めた。紀元前四世紀の孔子、紀元前六世紀の孟子以来、中国の全ての著述家たちは周に由来する制度を整備したのは周公だとしてきた。摂政時代、周公は兄の武王が定めた規則を補強して発展させ、言い伝えによれば、その記憶を変えないよう固定するために、収集して成文化したという。それが『周禮』であり、それで、『周禮』は紀元前十一世紀まで遡るとされていた。それを信じることは別段おかしいことではない。周公は普通、『書経』第四部の初めの、武王の統治期や武王の子の幼少期に起こった出来事に関わる二十篇の作者とされている。ところが、その最後の篇、つまり先に挙げた周官という名の篇には、『周禮』に記載され説明される多くの官の概要のようなものが見られるのである。さらに、『孟子』の第二部第二章第三十一条には、周公が日夜、最初の三王朝、夏商周を創建

11) 1795年のメートル法制定後の1リユーは約4km。

した諸公の行いについて思いを巡らしたことが記されている¹²⁾。それらの記載は、確かに、周禮を明らかに周公その人が編集したものとするには、不十分ではあるが、しかし、経文巻九に含まれる天文学的なデータはそれを裏付けうるものである。それは、周の都である洛陽に立てられた八尺の土圭の夏至の、日の南中時にうつる影の長さの数値である。中国の史書から、この都が武王と周公によって、紀元前十二世紀の末に建てられたことはわかる。帝国の新たな中心の位置を定めるために測定が行われたのだが、中国の著述家はみな、その測定を行ったのは周公だとする。経文ではさらに、夏至と冬至に定期的に観測することが明らかにされており、漢代の注釈には、当時の、夏至より観測が簡単な冬至の、同じ土圭の日の南中時の影の長さが示されている。しかも、観測は、中国の暦を太陽年に合うように保ったり作り直したりするために、しばしば必要だった。ラプラスは、ゴービルの論文でそれらのデータを見つけ、それらは周公の時代と推定される紀元前1100年のものだと考えた。そして、理論上の計算による同じ時期の黄道傾斜角が、中国のデータから導かれる値に一致することを認めた。『周禮』が二十八宿に言及しているのも同種の証拠になる。というのは、他の文献によれば、この二十八という数が周公の時代に、しかも公自身の測定に基づいて定められたことはおそらく間違いのないからである。

孔子は、孔子自身やその弟子たちによって我々に伝えられる雑多な議論（『論語』）の中では『周禮』の名を全く口にしないが、中庸の二十章で「文王と武王の行政規則は竹の札でできた記録簿²⁾に記されている。もし、かの偉人たちがまだ生きていたら、その規則は有効であろう。彼らは亡くなり、彼らの規則は廃された」¹³⁾という。孔子は紀元前480年に亡くなったが、王室図書館を調査し、そこから文献を抜き出して四つの経、すなわち聖典にまとめた人物である。先の一節は、孔子がその図書館の中で現存の『周禮』に似た資料を見たが、その資料に記された規定が当時の官吏にはもはや適用できないことから、その著作集には入れなかったということを示しているように私には思われる。紀元前四世紀の人である孟子は、その書の第二巻第四篇の対話で、周が己が^{おの}帝国において如何に行政権と領地を分かったかを説いている。「私は、周王朝の設けた租税と官職についての全ての詳細を知ることはできない。なぜなら、それらが書かれていた公式の記録簿は、諸侯が皇帝の権威から独立したとき、その権力に都合の悪いものとして諸侯によって破棄されたからである」¹⁴⁾。この語に次いで、天子を筆頭に頭職と主要な

12) 離婁下「周公思兼三王以施四事，其有不合者，仰而思之，夜以繼日，幸而得之，坐以待旦」趙岐注「三王，三代之王也，四事，禹湯文武所行之事也，不合，已行有不合者，仰而思之，參諸天也，坐以待旦言欲急施之也」。

13) 哀公が政を問うたのに対する孔子の答え。原文「文武之政布在方策。其人存，則其政舉，其人亡，則其政息」。

14) 万章下「北宮錡問曰，周室班爵祿也如之何。孟子曰，其詳不可得聞也，諸侯惡其害己也，而皆去其籍」。

官職の階級が書き連ねられるが、これは概ね『周禮』に見られるものと符合する。したがって、この一節は、中庸の一節と同じく、周王朝ではその行政規則が特別に法令集にまとめられていたことの証左となるものであり、さらに、その写しは諸侯の国々にも送り届けられていたことも知らせてくれるのである。連盟制の解体期にそれらの写しが完全に破棄されてしまったということについては、孟子がほとんど旅せず、中国の北東に位置する国しか訪れなかったことに注意しなければならない。つまり、孟子は知らなかったとしても、その時代、周王朝末期の朝廷には公式の法令集の原文が存在したとしても不思議はないし、あるいは、孟子と司馬遷の証言によると、専門の歴史家（史官）たちが書いた正式の編年史があったという齊、楚、秦のような国の文書館の中には埋もれていたかもしれない。内府本の編者たちはこの中庸と孟子の記事には言及しない。おそらく、かの中国の学者たちにとって、周王朝の下に行政規則の特別な法令集が存在したことは議論の余地がない事実のように思われたので、それに言及することは無駄だと判断したのだろう。事実、紀元以降、中国に君臨した大王朝には全て、その独自の規則についてはその種の法令集があった。

秦の王位継承者、大征服者の秦始皇帝がその絶対的な支配の下に中国全体を統一したとき、彼は、学者たちが自分の改革と対比する周王朝の制度の記憶を消し去ろうとした。紀元前213年、始皇帝は、秦の史書を除く、全ての古典と歴史記録を燃やすよう命じた。どの家も皇帝の手の者に調べられ、禁書を保存しようとした大胆な人々は死刑に処せられた。しかしながら、学者たちの熱意によって守られたものも何部かあり、後になって再び見出されたが、その再出現は、紀元前三世紀末、紙と墨の発明前に書かれた書物は錐でその上に字を彫った竹の札でできていたことを思い起こせば、少しも意外なことではない。そういった札はまとめて束ねられたが、土の中でも長い間保存がきくので、失われたものと考えられていた書物がそんな風にさまざまに時期に中国で発見されることも驚くにはあたらない。秦始皇はその勅令の二年後の211年に没した。彼が重視していた皇室図書館は、彼の短い王朝を破滅に導いた動乱の中で荒廃してしまったが、迫害はそこで終わった。紀元前191年、秦王朝の名残の上に即位した漢王朝の恵帝によって、禁書令は解かれた。古文献熱が再燃し、同時に儒家たちが政治に対する影響力を取り戻した。『漢書』藝文志によれば、孝文帝の世（B.C.170-156）、多くの諸侯たちは好んで古籍を捜し求めた。魏の文侯お抱えのある音楽家が侯に音楽に関する古文書を献呈したが、それはその後、『周禮』すなわち『周官』（この二つの名称は先述したように、同じ書物を指す）の断片であることが認められた。この文書は、第三部（春官）（巻二十二）に含まれる楽官の長（大司楽）の記事だったのである。河間献王は非常に学問を好み、先秦の古書を収集したが、その蔵書の中には『周官』と『書経』があった。この二つが、我々が問題にしている書物のテキストに関する最古の記事である。『後漢（A.D.25-250）書』に附された伝記（儒林伝）は、献王の図書館から皇室図書館に移された献王の抄本について、より詳細な情報を提供してくれ

る。そこには、後漢の多くの学者が勅命によって『周官』に施した作業についての記載がある。その学者たちの中には、章帝の世の西暦76年頃に活躍した賈逵、おそらく賈逵より前の時代の鄭衆、馬融、靈帝の世の西暦175年頃に活躍した盧植、そして鄭康成などがいるが、鄭康成が最も後輩だったらしい。彼らは同じ時期に『書経』『禮記』や他の経を校訂し注釈しながら、細心の注意を払って『周官』のテキストを校訂し注を附けた。鄭衆と鄭康成の注が残ったが、その注は本文を一句ごとに辿るもので、私が翻訳に用いた内府本にも採られている。鄭康成の注は特に優れており、難解な語句には必ず説明があるし、さらに、しきりに礼儀作法や官吏の名称や職務権限についてテキストの伝える詳細を、当時の慣習と比較している。その比較は、周王朝の終焉からせいぜい五世紀の後に、全てが保存されている地方で行われたもので、私には『周禮』が古くから存在したことの貴重な証拠であるように思われる。

しかし、今挙げた鄭康成や他の注釈者たちに先んじて、劉歆という別の学者が原本を手に入れた。劉歆は、紀元前32年から紀元前6年までの間に、皇室図書館の目録を編むことを命じられ、しばらくして、その管理者になった。その時、王莽が前漢最後の皇帝を廃して皇位を篡奪する。王莽は法令をいくつか公布したが、それは古代の制度の改革案として提示されたものであり、劉歆は新しい主君の主張を正当化するために『周禮』の本文のさまざまな箇所を改竄したとして非難されている。その改竄の規模と数量は盛んな議論的になっているが、それについては後述する。ここでは、漢代には既に原本の第六部が確実に失われていたことを言っておこう。その部分は考工記、すなわち職人の調査記録という名の他の古文書に置き換えられた。

以上のようなさまざまな出来事はまとめて西暦581-618年に中国を支配した隋王朝の正史に再録されている。他の王朝の編年史に附されるのと同じように、隋の編年史にも附録として附されている経籍の部分（『隋書』経籍志）にいう。「漢の時、有李というものが『周官』を手に入れた。『周官』は周公の作った行政官の職務に関する一般規定である。それは河間献王に献上されたが、冬官、すなわち公共工事の部分だけが欠けていた。献王は金千枚の賞金をかけて捜させたが手に入らなかった。そこで、王は別の古文書、考工記、すなわち職人の調査記録をとって献上された文書に付け加え、六篇をそろえて皇帝に奉った。河南の緱氏の杜子春は劉歆の下で、その校訂を行い、そのテキストは教育に用いられた。その後、馬融は『周官』を敷衍したもの（『周官伝』）を作り、それを鄭康成に伝授した。鄭康成は『周官』の注釈（『周官注』）を書いた。今、『周官』六篇は鄭康成の注とともに国学にある」。

『周禮』の発見とテキストに施された校訂については、この書物の評価の高い注釈を著した七世紀の著述家、賈公彦¹⁵⁾も述べている。賈公彦は次のように言う¹⁵⁾。「『周禮』が初めて出てきたのは孝武帝（B.C.140-86）の時、難解で注釈もない書物だった。馬融の伝に『秦は孝公

15) 以下は「序周禮廃興」の抜粋。ただし、ビオは『周官義疏』綱領上に引かれたものを参照したと考えられる。

以降、商（軼）の悪弊によりその政治は横暴で、周王朝の官の書（周官）とは逆だった。そこで、始皇帝は古書を秘蔵することを禁じた。古書に対して特別な憎しみを抱いていたのである。始皇帝は、それを絶滅させたいと思い、帝国全体に古書で大火事を起こそうとした。それで古書はおおよそ百年の間、密かに保存された。漢の孝文帝が禁令を解除してはじめて、君主に古書が献上されるようになり、古書は山や洞穴から出てきて秘府（皇帝個人の図書館）に収められた。しかし、学者は誰もそれを見ることができなかった。成帝の時代になってようやく、劉向の子の劉歆が秘府の書を校訂し整理し目録に分類してならべることを始め、周官の一篇がなかったので考工記を代わりにした。学者は皆その入れ替えが正当なものではなく、その断片が本当の第六篇ではないと考えていた。ただ劉歆だけが反対の意見で、それには周公の編成の大仕事の跡が認められると主張した。その頃、帝国は多くの人命を奪う戦いで荒廃していたが、河南の緱氏の杜子春という田舎者（「里人」）がまだテキストを持っていた。永平の初（B.C.58）、九年か十年、南山の何人かの学者たちはそのテキストを読むことができ、その解釈に取り組んでいた。鄭衆と賈逵は正式にその仕事を任命された。二人とも博学の士で、経書・記伝によって情報を得て、周官の解釈を行った。賈逵の解釈は世間に広まり、鄭衆の解釈はそれほどはやさされなかったが、真の意味に近かった。『漢書』藝文志にも次のような記載がある。『成帝の時（B.C.32-6）、謁者の陳農が失われた書物を捜しに帝国内に遣わされた。劉向という名の光禄大夫、すなわち官吏の給与の長官が、古書、経書、歴史記録、卓れた文学者たちの定型詩や不定型詩（「経伝諸子詩賦」）を調べるよう命じられた。劉向は篇や章の一覧表を作成して、書物の主題の主旨をつかみ、それで目録を作り提出した。そうこうするうち、劉向は亡くなり、哀帝（B.C.6-1）は、また劉向の子の劉歆に父の仕事を完成させることを命じた。そこで、劉歆は多くの書物をまとめ、七部に分かれた報告書を提出した。劉歆の目録は哀帝の時のもので、馬融が成帝の時とするのは誤りである。』『周官』の注釈者である鄭康成の序にもいう。『王朝の始祖以来、朝廷顧問の鄭少穎、名は興、その子の大司農鄭仲師、名は衆（第一の注釈者、鄭衆¹⁴）、故議郎の衛次仲、侍中の賈景伯（又の名を賈逵）、南郡太守の馬季¹⁶長（又の名を馬長）は皆、周禮の解釈を書いた。それらの学者の中の二三人はこの書の本文を理解し、その全体的な意味を把握したといえよう』。康成はまた、次のように言う。『二鄭（鄭興と鄭衆）は同じ一族の学者で、周官の意味を概ね理解しており、古字を調べて疑問点を明らかにし解釈を修正した。その仕事は彼らの時代には殆ど顧みられなかったが、今では称えられ重んじられている。二鄭が注釈を施した時、『周禮』には多数の写しがあり、劉向が校訂作業を行う以前、その写しの中には当時人の住んでいた洞穴に存在したものもあった。古いテキストは検討され修正され、ついには、古いものとは異なる新しいテキストが作成された』。

16) Biotは「李」と誤り、liとする。

『周禮』の由来に関して知られていることを正確に述べた。さて、その書誌学的な歴史について話を続けよう。漢末（西暦220年）から960年に始まる宋まで、この書は多くの仕事の対象になった。その長い期間に次々と興ったどの王朝の時代も、経、すなわち聖典に格付けられ、国子館と太学で高等教育として採用された。ただ、次々に少しずつ異なる名称で呼ばれたことだけは指摘しておく。十二世紀の著述家、鄭樵はいう¹⁷⁾。

「漢では『周官』と呼ばれたが、その文字通りの意味は周の設けた官職ということである。王朝が江左に建てられた時期は（晋と南朝では）『周官禮』、すなわち周の設けた官職の儀礼と呼ばれ、唐では、周の儀礼という意味の『周禮』という名で呼ばれた。書の主題を考えれば、正確な名称は『周官』である」。

十一世紀後半、北宋の時代、政治的な状況から、この中国古代の文献に一般の関心が集まった。1070年頃、王安石という神宗の宰相が取引税を変更し、農民の作る穀物に対する前貸しの新制度を設けた。その改革を認めさせるために、彼は『周禮』の十四巻と十六巻の数節の權威を根拠にした。改革には盛んに抗議の声が上がり、その抗議は大多数の士人の支持を得た。王安石の『周禮』の本文の解釈のしかたについて激しい論争が始まり、この文学の問題は完全に政治問題としての重要性を帯びることとなった。

宰相は自分の意見に固執して、古い注釈が間違っていると主張し、自ら『周禮』と『書経』と『詩経』に新しい注釈を書き、勅令を以って科挙試験ではその注釈だけを採ることを宣したので、士人たちの苛立ちは最高潮に達した。数年後、民に不安を与えた新法は廃止され宰相は罷免されたが、彼の経書の注釈は1086年の神宗の崩御まで士大夫教育と試験にずっと採用されていた。その後、司馬光とその後継者の呂公著が宰相を務めた時、王安石の注釈は仏教と道教から借りてきた誤りだらけであるとして非難され廃された。1093年、新帝の哲宗が成年に達して、王安石の佐僚の一人が宰相になり、元上司の法を再び施行した。徽宗はそれを1099年に廃止し、二年後に復活させた。激しい抵抗があったにも関わらず、王安石の注釈は科挙で採用される唯一の解釈で、その特別扱いは1127年まで続いた。この時期、北方の州が女直に征服されて、女直は国都を占領し宋を江南に追いやった。この大動乱の後、高宗が行政組織を再編した時に、王安石の法と注は永久に放棄された。しかし、士人たちの『周禮』に対する反感は消えなかった。『周禮』が諸悪の根源のように思われたのである。胡安国という名の士大夫は、『周禮』は西暦紀元の初めに帝位についた篡奪者の王莽の法を弁護するために劉歆によって捏造された偽書であると断言し、その説は十二世紀の後半には確実だとみなされていた。最後に、中国の誇る卓れた注釈家の中でも最も偉大な、当時の学者、朱熹が『周禮』をもう一度検討し直し、人々

17) 『通志略』巻六十四・藝文略第二・周官「周官江左曰周官禮、唐曰周禮、推本而言則稱周官者是」。ただし、ビオは『周官義疏』綱領上の引用によったと思われる。

がその信憑性についてより公平な見方をするように仕向けた。

朱熹は、胡安国が完全に評価を誤ったのであって、『周禮』は本当に周公の制定した古代の一般規定であり、そうでないとしても、少なくとも徳の高い人が周王朝の最盛期、すなわち王朝の最初の数世紀の間に著したものであると声明した。朱熹はいう。¹⁸⁾

「ばらばらになってしまった幾節かは疑わしいが、書物全体としては正統なもので聖人の作でないとは認められない」。

また、次のようにもいう。

「行政法に関する書物の中で信じられるのは『周禮』と『儀禮』だけである。『禮記』は全面的には信じられない。『周禮』は明らかに一人の人物が書いたもので、これだけが周の隆盛期の聖人の作である。テキストは、『国語』やその他の古典と同じように、周の衰退期の終りには改竄されたり文字が変わったりした。その行間には変則的な儀礼が見られるが、それは一定の時期に紛れ込んだものである」。

朱熹のこの判定は『周禮』がそれまで非常に長い間保ち続けていた高い地位を取り戻させた。『周禮』は、当然のことながら、中国古代の制度に関する興味深い資料の宝庫と見なされ、漢代の学者が本文に付け加えた注釈の価値は十分に意識されていた。朱熹よりおよそ百年後、馬端臨の巨大な百科に亘る事柄の彙編、『文献通考』に数多くの材料を提供し、別の同種の彙編、『玉海』、すなわち玉の海の著者にも利用された。この二冊の体系的な彙編のさまざまな部門は、古代の部分に関しては主として『周禮』『儀禮』『禮記』といった、今までのところ、欧州の言葉に翻訳されていない書物から抜き出された文章で成り立っている。私が『周禮』の全訳を思い立ったのは、その部門のうちの幾つかを調べている時だった。上に挙げた『周禮』の他の二書にも極めて興味深い資料が含まれている。しかし、二書は紛れも無く、別々のさまざまな時代に書かれた古い覚書の集成なので、翻訳するのは非常に骨が折れるだろう。『周禮』だけが整った形式で構成されていて、内府本についている優れた注釈はその四十四巻の翻訳に得難い有利な条件を提供してくれる。

先に名を挙げた馬端臨は中国史上、最も見識の有る批評家だった。馬はその大作『経籍考』で、『周禮』の信憑性に疑いがかけられた原因を考察しており、その説は非常に優れているので、その確かな議論の抜粋を挙げておく。¹⁹⁾

「昔の学者の中には、『周禮』が本物だと思っている者が何人かおり、そう思わない者も同じ

18) 同じ趣旨の議論は『朱子語類』卷第八十六・禮三・周禮に見えるが、『周官義疏』綱領上に「朱子曰、……制度之書、惟周禮儀禮可信、禮記便不可深信、周禮畢竟出於一手、惟周禮是周道盛時聖賢制作之書、若國語等類皆衰周末流文字、其間有雜入一時僭竊之禮」。ピオはその引用を参照したのだと思われる

19) 『文献通考』経籍考・卷七・経部。これも『周官義疏』綱領上に引かれる。

くらいいた。『周禮』を疑う者がその根拠にしたのは主として、この書に記される高官の数の多さだった。その官職の詳細な記述は実際、うんざりするほど細かい。私は長い間、その非難について考えをめぐらし、書物の配列と構成、文体の形式、条項の主題を徹底的に調べた。どの種の職務についても官職がなければならない。そのことは少しも驚くべきことではない。だから、宮廷には、門衛、卜占、祈祷の官職があり、各々の官職に位を持った官吏がいる。服装、料理、貨幣、物資調達といった業務については、長官とそれに従う属官がいる。漢代から我々の時代まで、それは常に同じだった。確かに、官名は周王朝の六つの基本法に定められた名と常に全く同じだったわけではないが、実質的にはそれと大差ない。ただ、人民が交じり合うにつれて、周の後に君臨した王朝は、公共の行政機関のさまざまな部分に変更や加除を行うことが有用であると判断した。しかし、『周禮』に記録された原理を根拠にした人々は、この種の修正を導入するについて、必ず暴力的になったり社会秩序を乱したりした。例えば、王莽は『周禮』を根拠にして王田の制度を主張し貨幣を変造し、後には王安石が青田買いと税金の均等化に関する法令を公布して同じことを行った。近世の学者は『周禮』の齎したひどい結果を見て、『周禮』は劉歆の捏造した偽書で、その中の行政の原理を実際に適用することはできないと考えるに至った。私はその見解は間違っていると思う。『周禮』は最古の三王朝（三代）の行政制度を表したものだ。その三王家の時代には、周公の賢明さによってのみならず、凡庸な知恵によっても、その制度は実用に供することができたが、その後できなくなった。王莽や王安石は嘘をつき、悪事を働いたが、企てに失敗したのは二人だけではなく、才徳のある人々でも二人より立派にその制度を再建したというわけではない。それはなぜかという、古代の連邦支配と近代の中央集権との間には違いがあるからである^{*5}。最古の三王家の統治下では、帝国は完全に諸侯封、直臣封、世襲の宗室封で構成され、封地を与えられた人々はその臣下に対して、父の子に対する、家長の所有財産に対するよりも大きな権限を持った。毎年、それぞれの諸侯封と直臣封では地方行政官が土地の質とその土地で養える人の数を比べ、財務官（貯蔵庫の官）は食糧を豊作の時には蓄積し凶作の時には配給した。民政大臣の官吏（「司徒之任」）は民の道徳状態を監視し、軍事大臣の官吏（「司馬之任」）は武器の操作や軍事演習の訓練を行った。領主は皆、世襲財産として封地を支配しており、それで手抜きを容認しないことは直接の利益につながったのである。反抗する意欲は起こりえず、良法は親から子へと伝えられた」。

「封建制が郡県制に取って代わられてから、君主は独り離れて高い地位にあり、三年毎に替わる代理の役人を介して民を治めた。君主権の代理人の中で廉潔で徳の高い者は統治を任された民の風俗を学ぶ時間が足りず、無力で愚かな者は官職を通りすがりの駅と見なした。領土は古代の封地よりずっと広い郡県に分かれ、代理統治者の注意は遠い所まで及ばなかった。その頻繁な異動はしばしば事業の完成を妨げた。そこで、法律ができたが、汚職が生じ、上官の命

令は無視され、不正行為があちこちで起こった」。

「それらの役人はみな古典を持っていたが、職務が不安定で、行政管区が広いので、周王朝の制度を適用することは根本的に無理だった。新しい法は錯雑していたが、民はそれに慣らされていて、周の制度を復活させようという全ての試みは民衆の抵抗の前に失敗に終わった。要するに、何よりも先ず、それぞれの時代にふさわしい風俗や思想を考慮に入れなければならない。周の時代に適したのも、もはや我々の時代にはふさわしくない。経と故事しか学ばない人々には気をつけるように警告してもよからう」。

という次第で、馬端臨は、『周禮』の真価について朱熹と全く同意見で、一世紀の時を隔てた二人の大批評家のそれについての判断は一致して『周禮』を中国古代の最も重要な遺物の中に位置づけることに貢献した。本文は、それ以後、宋（1275-1368）を倒した元の時代、そして元（1368-1644）に取って代わった明の時代に、多くの学者によってさらに検討された。新しい全文に対する注が幾つか出されて、多数の条の本当の位置が議論され、劉歆の改竄した部分を正確に明らかにすることに努力が払われ、結局、書物全体で疑わしい部分はほんの少ししか見つからなかった。これらのさまざまな仕事は、私が翻訳に用いた内府本の中で吟味され引用されている。さて、1644年以来、今も中国を支配している満州族の王朝の第四代皇帝、乾隆の勅命によって出版されたこの版についても少し詳しく述べねばなるまい。

この王朝の第二代皇帝、康熙は、わが国のカトリックの宣教師たちがその高い知性に感嘆したのだが、十七世紀末に、経、すなわち聖典の勅版の刊行を開始させた。そのうち四部、易、詩、書、春秋はその時、再び校訂され注されて大変立派な版で刊行された。1748年に康熙帝の孫、乾隆帝はそのシリーズの刊行を継続し、それに三つの古代典礼論（「三禮」）、『周禮』『儀禮』『禮記』を付け加えることを決めた。その結果、その三書の経注を校訂するために委員会が設けられた。委員会は1754年に仕事を始めたが、その構成員には翰林院の高官多数、その同じ翰林院の属官多数、かなりの数の秘書官（「内閣中書」）と何人かの地方長官が含まれていて、中国帝国の行政の中核たる朝廷の各部の長官や副長官から選ばれた閣僚たちが指揮をとった。我々はその混成の委員会の御蔭で得た『周禮』の版は非常に丹念に作られている。各文に附された注は、経文を一語ずつ辿って、以下の事柄を述べる。1.その編集者たちが正しいと考える先人の注釈と訂誤、2.編集者たちが疑わしいと判断した先人の注釈と訂誤、3.突っ込んだ議論で展開される疑義の理由、4.編集者たちの総括的な所見、あるいは先人説の敷衍。乾隆帝の勅と勅を奉じた委員会の全構成員はこの善本の巻頭に見える。この本は、パリには二部、一部は国立

図書館²⁰⁾に、もう一部は高名なわが師スタニスラス・ジュリアン氏個人の文庫にある。二部とも相次いで私の翻訳に使わせてもらった。国立図書館の本で初めの仕事をし、ジュリアン氏所蔵の本でそれを見直した。私は非常に長い間、そのジュリアン氏の本を私の家に置いたままで、私の健康上の理由で南仏に滞在せざるを得なかった六箇月間、パリから持ち出し、それで初めは極めて不完全だった訳文を全部見直すことができた。ジュリアン氏の過分のご好意の御蔭で、その援助がなかったなら仕事を中断せざるを得なかったであろう半年間を私はこうして仕事に使った。この場を借りて深い感謝の念を表さなかったなら、私に弁解の余地はなからう。

乾隆の版は二十二本、すなわち冊から成っている。第一冊には序の役割を果たす勅令、内容総目、新版に引用された百七十六人の著述家・注釈者の索引、そして最後に巻首が収められている。巻首についてはすぐ後の段で述べる。続く十九冊には注釈のついた経文と追記が収められる。『周禮』の発見された五部は三十九巻に分かれ、第六部と置き換えられた考工記には五巻が割り当てられて、本文全体では四十四巻になる。最後の二冊には経文に引かれた細々した衣装、武器、器、樂器などの雑多な品物を描写するために、十二世紀の著名な注釈家朱熹が付け加えた四巻の図が収められている。

巻首は聖制、すなわち皇帝の御製の分析的分類という標題がついている。巻首では先ず、作品の主要な条について一連の注記が展開されるが、それは乾隆自身が書いたものらしい。巻首は次いで二つの部分に分かれ、一つは綱領、すなわち総括的考察という題で、『周禮』の由来を明らかにする史料がまとめられ、『周禮』の信憑性についての諸家の説が記載されている。もう一つは総辨、すなわち議論集成という題で、諸説をまとめていて、複数の編者が劉歆に改竄されたかも知れない部分を検討している。「漢の史書（『漢史』）で、王莽の公布した法令を読めば、それ（改竄部分）はたやすく見分けられる。劉歆は王莽の企てを補佐した人物で、その行った改竄は明らかに、この篡奪者の改革と関わりがある。それに注意すれば、周の五宰相に対応する五段のテキストは明白かつ純粹かつ正確になる」。司空、すなわち公共工事を司る大臣に関する第六段については、編者はその亡佚を動かし難い事実と見なしている。「漢代やそのすぐ後に続く諸王朝では、その点に関する見解は一致していた。その後、宋元明の学者たちの中には、初めの五段から記事を削り、その条を第六省に割り当てて編集した者もいたが、それは完全な誤りだった。それで、朱熹が陳傅良の誤りを証明してから、行人の条は秋官（第五段）に属し、職方の条は夏官（第四段）に属するものと一般に認められるようになった。民

20) クーラン『パリ国立図書館漢籍目録』(Catalogue des livres chinois, coréens, japonais, etc.) IV Livre canoniques –Premiere Section:Text collectifに『御纂周易折中』、『欽定書經伝説彙纂』、『欽定詩經伝説彙纂』、『欽定礼記義疏』、『欽定春秋伝説彙纂』、『欽定儀礼義疏』と並んで著録されており、ビオの述べる通り、御纂七經の一であることがわかる。

事大臣と軍事大臣は公共工事の大臣と接点がある。しかし、各省には専門の官職があつて、それらの官職を他の省に割り当てることはできない。それらの官職は、その省の部門の長官の指図で実施される作業に参加するからである。同様に、他の五段のあちこちから取った文章を使って第六番目の公共工事の大臣の段を復元することもできない。そんなことを思いついた学者たちは、『周禮』の初めの五段を切り取ることはできず、集まった断片はとて第六番目の省を構成した多彩な官職を彷彿とさせるような代物ではなかった。今伝わる正統のテキストには、大工の棟梁や銘木の工人（「梓人」）などのような、五つの行政府のどれにも割り当てられない特殊専門の官職が多数引用されている。だから、別に第六の省があつたのであつて、その部分が失われたことは疑いない。

同じ編者たちはまた次のようにいう。

「古代典論（「三禮」）の全注釈の中でも最も重要なのは漢の鄭康成が著したものである。ただ、残念なことに重大な誤りがある。それで、宋の王安石が『周禮』の幾節かによって、有害な法を正当化しようとした時、主に鄭康成の示した解釈を根拠にした」。

それで、新版では、鄭康成とその後継者の注釈が注意深く検討され、彼らが見落としした誤りが細心に指摘された。一言でいえば、新版の編者たちの仕事は深い学識と考証の真の典型である。ヨーロッパで聖書のさまざまな部分になされた最良の仕事に比較するに足る。私はえこひいきを責められることを恐れなければ、それより上だとさえ言うだろう。

この貴重な援助がなければ、私は自分に課した仕事が成し遂げられなかつただろう。それがあれば、あとは根気さえあればよかつた。私は根気よく翻訳の完成に専念した。この翻訳が中国古文献の最も重要な史料の一つを忠実に再現することを希望する。さて、手短にその概要を述べよう。

『周禮』の文体は、『書經』やその他の中国の人が經と呼ぶ古典の文体と同じく、とても簡潔でしばしば難解である。この文体は書き言葉がまだ未発達時代に属するもののように思われ、不完全な表現も『周禮』が最初に書かれたのが太古の昔であることを物語る。私はテキストを字義通りに訳し、解釈、敷衍、抜粋を、引用された注も編者の書いた注記も比べて、一節毎に、私には最も意味が明瞭で最も合理的で最も信頼性が高いと思われるものを採用した。この經文と諸注を対比させる配列法だと、いつでも自分の解釈が正確かあやふやかを、あるいは間違っていたとしても、それを一語一語、經文に当たって確かめることができる。ただ、私は厚顔にも、全体の意味はともかく、往々にして余りにも不完全にしか定義されていない、特に技術的な詳細については間違っていないと信じている。さらに、できる限り引用や短い考察によって、文体の簡潔さに由来する主要な難解箇所を明らかにしようと努めた。余りにも細かいディテールを理解するために不可欠だと思われた場合には、訳の本文中に朱熹の図も掲載した。

經文に職務が描写されている官名の中には、意味明瞭でかつ簡潔に訳すことが非常に難しい

ものがある。例えば、馮相氏（文字通りの意味は上って観察する職）、保章氏（文字通りの意味は観察眼の曇りを払う職）、眡侵（文字通りの意味は侵食の観察者）などがそうだ。最初の名は天を見る観測所に上らねばならない天文学者を指し、二番目と三番目は宮廷お抱えの占星術師を指す。侵食現象というのは日食や月食である。さらに、遠征で水のある野営地を示すために目印としてその水の流れ方で時間を計ることに使う壺を置く官、挈壺氏、それから、勅令の官の大行人、小行人、徴集、すなわち民に課せられる兵役や賦役の最高責任者、大司徒などがある。この種の多くの名称を訳して、表現が回りくどくならないように、思い切って、幾つか、わが国の言葉に例のある語の合成を行った。例えば、フランス語には龍騎兵 (gendarme)、軽騎兵 (cheval léger)、主計将校 (quartier maître) などがある。『周禮』に見える他の幾つかの名称は、ごく一般的な概念を表しているので、文字の意味だけではそれが何に当たるかわからない。例えば、保管者という意味の保氏、大教師という意味の大師などがそうで、その職務の性質を知るためには、どうしても、その官の条を見なければならない。世婦は第三位の妃の名称だが、それらの妃たちに仕える女官をも意味する。諸子は宮廷で育った高官の息子たちの呼称だが、その若者たちを指導する官をも指す。匠人は広く職人一般を指す言葉だが、第六段では特に皇宮、国家建造物、道路、水路の建設担当の技術者を指す。字義通りに訳せないものもある。例えば、通訳の名称、象胥は周代の中国の別々の地域を表す二字から成る。外国音楽係の名称も説明しなければわからないだろう。鞞鞞氏という名で、文字通りの意味は革ブーツ係である。革ブーツというのは四夷の舞手特有の靴だったが、その担当官の名はそこから来ている。『周禮』の第六段に列ぶ専門の職人につけられた名称の中にはもっと妙な呼称が見られる。例えば、鳧氏という名は野生の鴨という意味で鐘の鑄造工を指し、桃氏という名は文字通りには桃の木で、刀鍛冶を指す。桃氏について注には、桃の木は厄除けなので、彼らの作った剣が敵を防ぐようにそう呼ぶのだとある。鳧氏に関してはその名の由来は示されておらず、今日、特に我々がそれを推測することは不可能である。私が、それらの官名を字句通りの意味を保って繰り返さねばならないと思っただけでも、つい異名を使ってしまったことは大目に見てもらえるだろう。それらは、鐘や剣の製法の書かれた条の頭にしか出てこないのである。わが国の靴直し (cordonniers)、仕立て屋 (tailleurs)、荷箱作り (layetiers) という名も、靴や服や荷物ケース・トランクを作る職人をまともに言い表しているわけではないし、奇妙さでは鳧氏や桃氏に劣らない名さえある。例えば、わが国の大工の中で、設計図を書く人を浪費家 (gâcheux) といい、現場監督を猿 (singe) というのはどこから来たのか誰が説明できるだろう。また、印刷工場の俗語で慣習的に、植字工を猿と呼び、印刷工を熊 (ours) と呼んで、彼らが少しも怒らないのはなぜか。三千年と三千リユエの時空を隔て、ことばは異なっても、その用法は似ている。

さて、『周禮』の構想について既に少しした概略的な説明を完成させ、失われた第六段の代わりに考工記を当てることを認めると、各々この書の一段を埋めることになる六省の構成を述

べなければならない。この六行政部門は、保存された五部門の最初、そして巻三第7-9葉に見えるように、天地春夏秋冬の省と呼ばれる。これらの象徴的な名称は、六省が皇帝の至高の権威に服する天下、すなわち天の下、地上世界全体の行政を包括することを漠然と示している。この解釈は最も自然である。何人かの注釈者によれば、第一の名称はその大臣がその大いなる受託者である権限が天に由来することにより、第二の名称は第二の大臣特有の人民に対する役割により、他の四つの名は後の四省に属する主な職務が実施される季節を示すともいう。

同様に妥当性のある第二の解釈の検討はさておき、六省が『周禮』ではさらに他の名称でも呼ばれ、それはその省の専門領域の特徴をよりよく表して、私はそれを繰り返し用いるということを断っておかねばなるまい。その名称は残存する五省の各段の最初に繰り返される各省の創設理由を表す定型表現に見える。この定型の前置きに続いて、どの段でも対応する省に所属するさまざまな職務の目録が提示される。冒頭に大臣と大臣を中心にして行政部門の首脳部を形成する大臣次席、大臣次席補佐が来る。大臣の身分は卿、すなわち閣僚 (ministre d'État)、大臣次席と大臣次席補佐の身分は大夫、すなわち地方長官 (préfet) か士、すなわち学士 (gradués) だった。この、『書経』周官篇と『孟子』二部四章12条以下にも同じように記される二つの官吏の身分は、さらに三階級に区分され、各々の職務の長官や副官は任務の重要性に応じて三階級の大夫や士に分かれた。その下には、その命令を実行する倉庫係、代書人、補佐そして従者と呼ばれる部下、すなわち下級職員がいた。『書経』の周官によれば、行政中枢には三人の最高顧問「三公」と三人の副顧問「三孤」も含まれていて、大臣たちとは別個に君主の側で国の諮問機関を構成していた。その高官たちは特定の職務は与えられておらず、『周禮』の中には特に条項は設けられていない。最高顧問 (公) は諸侯の最高位で、諸侯の宮廷にも孤、すなわち副顧問の位の人物によって構成される諮問機関がある。孤、公という名称は、その任官に関わる儀式、そして宮廷参内時の接待が描かれたさまざまな条に見える。

第一省は、その前置きになる定型表現では行政府と呼ばれる。その長官は、そこでは、その省の職務表 (序官) に見えるものと同じく、総行政長官「大宰」または「冢宰」という名称で呼ばれる。その官は全行政機関の職員の長である。なぜなら、その官は主要な公式の儀式で、そこにいない皇帝の代わりを務めて、全ての行政官僚の一般会計を承認したり却下したりし、その結果、昇任か留任か罷免かを審査するからである。だから、その部門には帳簿係や一般会計係といった、さまざまな財務官、すなわち王室の倉庫係の役割の部局を有する。さらに、王宮の司令官と長官、給仕長たち、賄い方、王室御用達の獵師に漁師、宮廷医師たち、御殿の部屋係、衣服の仕立て係などといった王室専属の役人たちの直接の上司である。これらの職務はみな私的領域の運営の職務と同様、その部門に割り当てられる。この部門は七巻から成る。私は特に行政機構全体を展開する巻二と巻三、皇后と他の妃の住む後宮の官の全職務が書かれた巻七を読むことがお勧めできると思う。

第二の省は、その省に含まれる職務の表（序官）の先頭では公教育の省と呼ばれる。その長官は大衆の大指導者（「大司徒」）と呼ばれ、専門に労役、遠征、皇帝の大射に人を徴集し、そしてまた人民の分布状況や法と徴税を監視する任務を負う。その下には、都からの距離に応じて内、外と呼ばれる地区にさまざまな管区の知事やその他の長官がいる。この省にはさらに、境界係、農作業実施の係、居住配分の係、徴税係があり、また森・水流の視察官、皇帝の家畜と庭の係もあり、市場と商売担当の役人までである。その同じ省にさらに、君主に民の需要を知らせる役人、援助物資を分配する役人、婚姻と所有地に関する取るに足りない論争を調停する役人、そして最後に、人々に郡県の儀式の舞を教え太鼓や他の楽器の音を合わせることを教える役人が従属する。

この部門は九巻から成る。これは民衆層の社会経済とその県、郡、小郡、市、区から五戸の集団（郷、州、党、族、閭、比）に至るまでの管区による組織を知るために参照するには、最も興味深いものの一つであることは異論の余地はない。上述したように、同じ組織法は連盟の絆によって帝国に結び付けられた全ての諸侯国でそのまま繰り返されたが、このことは『周禮』に保存された表の重要性を理解させるに違いない。巻十四は公取引の一般規則と商品売買に関わる度量単位を述べる。馬端臨が中国合行政の古代について抜粋し、その大集成の第一部に挿入した最も興味深い資料は大抵、この『周禮』の第二部からのものである。

第三の官庁は、それに属する官吏の表（序官）の冒頭に記されるように、儀礼専門の省となっている。その部門の長は宗教的儀式の大司（「大宗伯」）と呼ばれ、天と地の精霊、そして第三位の超自然的精霊たる祖先に供える犠牲の詳細を規定する。それゆえ、祭礼を専門的な任務とし、それと同時に、大変広い意味での礼だが、公式的な盛儀の作法や冠礼、結婚、饗宴、祝賀、葬式といった日常生活での儀式の作法を規定し、高官や一般官吏の徽章（印綬）の等級を決め、そして諸学派まで統制する。したがって、その指揮下には祭器やその他のあらゆる種類の儀式用品を管理する役人、王家の墓を見張る役人、高官特有の徽章を保管する役人、儀式用の車を飾りつける役人、皇帝や諸侯や地方長官の標旗を保管する役人などがある。宮廷の卜者、占者、天文学者、占星学者、そして祈祷担当の役人、帝国の年代記を書き制度について書かれた全ての資料を保存する修史官も支配下に置く。音楽担当官や楽師たちはこの省の特殊な一部局を構成しており、その職務は巻十二、十三に見える。そこにこそ中国古代の音楽理論の最も確かな資料、そして音楽教育と緊密に結びついた高等教育の幾つかの手がかりが見出されるのである。正式の祈祷と卜占に関する全ては巻二十四、二十五に見える。巻二十六の外国の年代記編集者の条には宮廷古文書館に保存された古書の名が記され、宮廷天文学者の条には夏至と冬至の定期的観測と二十八宿分割の証拠も見える。この条の経文では第二省の項目で既に挙げられたグノモン「土圭」の名は繰り返されない。そこでは、この器具は都の位置と王国の境を決めるために使われていたのである。

今あらましを述べた第三部は十二巻から成っている。

第四省は戦争の省である。その雑多な職務の表（序官）の先頭に置かれた定型表現では執行権の省（「政官之属」）と呼ばれ、その長官は馬の大司令官（「大司馬」）と呼ばれる。古い時代、中国には正規の常備軍がなかった。行政府の長が遠征命令を出すと、民事省の長である第二大臣によって徴集兵が召集される。そして、地方管区の長官は徴集兵を集合地まで連れて行き、軍の指揮官たる第四大臣の裁量に委ねた後、長官や参謀本部の高級将校の命令で行動する。その高級将校たちは、第四省の総表では軍司令官（「軍司馬」）、戦車司令（「輿司馬」）、行軍司令官（「行司馬」）と呼ばれるが、その職務の記事は経文にない。その他、第四大臣には野営地の業務や要塞ととりでの建設に関わる役人、近衛隊長、宮廷で育った高官の子弟の軍事教官が帰属する。さらに、弓の大競技会の係、あらゆる種類の武器の管理人、皇帝の車の御者、種馬管理者から宮廷の馬丁まで、皇帝と軍隊の馬の世話係全てを支配下に置く。執行権はその特殊な権限で、その部門には第一大臣の指揮下にも置きうる職務が見られる。例えば、勲功の官（「司勲」）、士人たちの長（「司士」）という文官武官の功績を審査する二役人などがそうである。後者の士人たちの長は全官吏についての昇進と罷免の名簿を作成することが仕事である。また、皇帝の命令を宮殿に伝える多数の役人の職務もそうである。最後に、六巻から成るこの部の最終巻の巻三十三には、帝国の州の境界や収益を視察したり、諸侯国間の団結と和合を保ち、外国民族と交際しやすくなるのが務めの相当数の役人が列べられている。それらの官吏は第四大臣に報告を行い、第四大臣は抵抗があった場合には、税や貢物が確実に得られるように必要な兵力を用いて措置を講じなければならない。この巻三十三の最初の章には、周代の中国の自然地理と行政地理が大雑把に描写されている。それは『書経』禹貢篇に見える禹の時代のものと似た描写だが、より広くより詳しい。その描写では、帝国は九州に分かれ、その自然の境界である最も高い山々、主要な湖、大河が示される。本文は、その最も重要な特産品、適した農作物の種類、産出する商品、住民の男女比率に言及する。私はこの章に、経文そのものから得られる情報によって作成した九州の総図を添附した。それによって、この古い記録の全容を容易に把握できるだろう。そこにはさらに、別の非常に奇妙な帝国やその属国を帝国の都を中心にした方形に配置する方式が書かれている。この同じ配置方式は恐らく形式的で、現実のものというよりは架空のものであろうが、第四省の大臣である大司馬、そして第五省の官である大行人の条にも見える。それは原則として税や徴集兵の割当や諸侯や外国の王が朝廷を訪れなければならない頻度を設定するのに用いられた。それ以外に、この省の興味深い特徴として、行軍中の軍隊の行程を調整するための水時計についての情報を挙げておこう。それは巻三十の挈壺氏の条に見える。

第五行政部門は刑事裁判の省で、巻三十四の第一章によると懲罰の省である。その長官は盗賊担当長官（「大司寇」）と呼ばれ、刑事裁判担当の官吏を指揮下に置く。第二省の行政官僚が

扱う訴訟以上の、重刑や極刑の判決が下る訴訟事件は全てそれらの官吏の担当である。その終審の判決は宮廷での公判で下される。裁判官団は、それゆえ、主要な司法官吏で構成され、終審の裁判長である大司寇の主宰で審議する。死刑の宣告については皇帝にお伺いを立て、皇帝には判決の下される日に介入し罪人を特赦する権利があった。大雑把に言えば、卷三十五、三十六に、刑事訴訟と判決執行の手続き規定に関する主な詳細が書かれている。第五大臣の配下には契約の実行を専門に監視する役人、諸侯間や民衆間の争訟で宣誓させるまた別の役人、罰金領収係、死刑執行人、そして高等警察と監獄のさまざまな職務に係る全ての役人がいる。もっと驚くべきことに、この行政部門の卷三十八、三十九には諸侯や諸侯代理が宮廷を訪問した時のもてなしについて定められた儀式を専門に担当する官吏が連なっている。しかし、この一連の官吏は皇帝に伝えるために、諸侯に対する民の苦情を集めることも担当していることに注意しなければならない。これらの官吏は、かくして、大旅行者（「大行人」）、小旅行者（「小行人」）、旅行者補佐（「行夫」）という名称がしめすように、諸侯国に対して総合的な警察の役割を果たす。それで、そういう名目で懲罰の省に属しているのである。他のもてなし専門の官吏は、大旅行者、小旅行者の部下なので、その条は上司の条の後の卷三十九に挿入されている。その中には大旅行者、小旅行者が外国人をもてなす手助けをする通訳、そして外国人を迎えに行く出迎えの官もいて、外国人が王国の領土を通る間、保護し、また恐らくは監視もした。

この部は、この前の部と同じく、六巻で構成されている。

皇帝の国と諸侯の国には、その収入が諸侯の子弟や国の官吏の生活費だけに充てられる領地があり、官吏の俸給は、それで、多少なりとも相当な穀物支給の量によって表された。卷三十九を見れば、皇帝の国に属するこの種の領地が謁見長官（「朝大夫」）と呼ばれる専門の官吏たちに管理されていて、謁見長官は皇帝の詔を聴くために朝廷に参内し、それを采地、すなわち領地の民に伝えるということがわかる。この官職は刑事裁判の省よりもむしろ民事行政の省である第二省に分属させるべきであるように思われる。その他、これらの領地には宗教的儀式、軍隊の指揮、刑罰の執行を掌る官吏もいて、それぞれ第三、第四、第五部の最後に条が立てられている。この機会に、周王朝の創設した行政制度では、帝国や諸侯国のいかなる行政職務も世襲制ではないことに注意を喚起しておこう。それは『書経』や『孟子』では完全に確立されている。世襲されるのは皇帝と諸侯だけで、一族の中で職務を継承するようになるのは連邦制が崩壊する紀元前八世紀に入ってからである。世襲は先ず黙認され、まもなく権利となった。

『周禮』の失われた部、公共工事の省の部は主要な職人仕事に関する規定の書かれた手記に置き換えられていて、五巻を占める。二輪車、四輪車とその雑多な部品の製作は四つの職に分かれ、剣の製造、槍の柄、矢の軸、槍の穂先、鏃の製造、弓の製造は五つの職を含む。また、皮なめしに二つ、革製の鎧の縫合、太鼓の製造に二つの職がある。専門の職人たちが鐘を作るが、

そのさまざまな部品は細かく数え挙げられているし、紙や墨の発明前に木の札に文字を刻むのに使われた刀を作る職人もいれば、標準計器の役割を果たす金属の計量器を作る職人までいる。その条には金属の鑄造作業についての興味深い詳細が記されている。卷四十一の冒頭で、経文は、武器、鐘やその他の品物を作るのに用いられる金属すなわち鉄か銅と合金、すなわち錫か鉛のさまざまな配合比率を示す。アルカリ粉末を使いながら湯や蒸気で熱処理する絹の加工、布に施す色糸の縫い取り、羽の染付は卷四十二に含まれる三つの職である。手記には染物職人、服の仕立師、靴職人については書かれていない。なぜなら、その三つの仕事の職人は後宮に配属され、『周禮』の第一部に条があるからである。製陶技術には厳密な意味での陶工と塑工の二種のものがある。塑工はろくろとつるした縄を使うので、入念に作らねばならない器物を作るようだが、経文には、その壺が磁器であって陶器でないことを推測させるようなことは一切書かれていない⁶。陶工と塑工の前に置かれた二つの職は徽章や官印の役割を果たす玉の板の製造と音楽を演奏するために叩く音の出る石の切削技術に関わるものである。その石は銘木職人（「梓人」）の彫った台に懸ける。城市計画の図面を引き道路と水路の建設の指揮をとる宮殿作りの建設者の条は全文読むに値する。その建設者というのは国の建築家と技師たちで、土圭で観測して建物の向きを決めるために子午線を引き、また水準器で水準測量を行う。その職人記の中の多数の仕事についての規定は妙に細かい。例えば、車体、轅、車軸、車輪に分解される車の全部品の長さ、幅、厚みが厳密に決められており、剣や刀の刃、槍と矢の先、さまざまな玉板、金属製や土製のさまざまな壺と瓶の寸法も定められている。弓の製造と点検の経と注は52ページを占める。その緻密さは全てを一定不変に決めてしまおうとする中国的精神の特徴だが、ここでは、それに文句をいうどころか、その緻密さの御蔭で遠い太古の昔の多くの詳細が正確に伝わり、ただ貴重で有益なばかりである。そのような意図で読めば、中国では太古に起源をもつ鐘の製造の条は面白いと思う。そこには、良い音を出すための、そのさまざまな部分の寸法の規定がある。多数の条には記事が欠けていて官名のみが示されている。例えば、籠細工師、農具作りなどがそうである。最後に、この職人記にも『周禮』の残された五部にも、鞍と鐙についての記載が全くないことを指摘しておこう。ただ、卷十三30章298ページに、宮廷で育てられた高官の子弟の養育係である保氏が彼らに教えるさまざま事柄の中に、馬上や車上で作法がみえるだけである⁷。卷十、十一、二十九など、『周禮』の多くの箇所召集のことが見える軍隊は、歩兵と上級将校用の車の上で戦う戦士で構成されている。騎兵については全く言及されない。そこで、そのことから、軍務では馬は主に戦車の牽引に使用されたと推定できる。

以上、『周禮』の六部について、私に説明できることをざっと述べたが、この書物の提供してくれる多彩な情報の概略は十分に理解していただけたであろう。周王朝の連邦制では、身分制度は非常に単純だった。一方では、皇族、諸侯の親族がいて、等しく世襲のものとして王国

すなわち封地を有し、土地を持っているのは彼らだけだった。他方では、庶民の家族がいて、その大部分はなにがしかの土地を耕し、平均的小作料として、穀物の収穫の十分の一を納めなければならなかった。農民の家の者は土地を所有することはできず、旱魃や洪水による飢饉の時、国の長が適当だと判断すれば、移動させられることもあった。その移された家族は集団毎に連れて来られた土地の肥沃度に応じて決まる広さの土地に住まわされ、その集団は各々の王国の都を中心に規則正しく配置される部落、市、県、郡毎にまとめられる。いわゆる農民に次いで、卷二の21、22章では、野菜、木、家畜で賦課租を納める野菜作り、樵夫、牧人を区別している。その他の庶民は職人の仕事か商品取引をした。後者は商人層を形成し、行商するか店を構えた。その下には、定職を持たない雇われ人夫、裕福な家付きの従僕や女中がいた。その下層の人々の中には卷十四に見えるように、裁判で奴隷身分に落とされ、市場で家畜とともに売られた者もいた。行政職務はそれぞれの王国で、大夫と士の二階級に分かれた官吏に執行された。士大夫は、推定できる限りでは、諸侯が、定期的な調査で審査される個人の長所によって選んだ。職務は世襲ではなく昇進は仕事ぶりで決まった。これら的高级官吏の下には、下級役人がいて、庶民の中から採用され、その功績や活躍で士大夫の身分に上ることができた。庶民は普通、土地に縛られ、農奴と変わらぬ身分だったが、そういうことで、息子たちが行政職に出世するのを期待することができ、その期待が現実の辛さを和らげた。作物そのもので賦租を支払う以外に、家長の農夫は、用水路の掘削、道路の補修、新城市の建設のためか、皇帝の大射や遠征のために賦役を課せられなければならなかった。なぜなら、既にのべたように、当時は常備軍がなかったからである。徴集は民事大臣の指図で郡、県、市の長官が行った。長官はその管区民の数に応じて人員を召集し、第一の場合には公共工事の大臣のところに、第二の場合には王国軍の総司令官である戦争の大臣のところに引率した。庶民の女とはいえば、『周禮』では卷二の24章にたった一度出てくるだけである。そのの経文には、その女たちが第七階級の労働者で、専門の職務として絹麻の加工が割り当てられることが書かれている。それで、彼女たちは家庭内で蚕を飼い、また麻や絹を織ることに従事した。土地の境界、偶発的な喧嘩、約束や売買契約の履行などに関する個人間の論争では、民事裁判の実施は、一審では第二大臣の支配下にある行政官の管轄であった。その事件が刑罰、罰金や極刑の判決が下るほど大規模なものになれば、第五大臣の配下の刑事裁判の官吏に移送された。民の文学教育について言えば、『周禮』にはその件に関する詳細は一切見られない。なぜなら、漢の歴史家である班固のいうように、その教育は周の統治下では既に義務ではなかったからである。私は『中国教育制度史論』の62ページに、その一節を引用した。『周禮』で教育と呼ばれるものは、『書経』の場合と同じく、現実には、私たちのいう民衆の道徳的で政策的な教育で、第二大臣の配下の行政官の担当だった。概して言えば、ここに、その黎明期の社会の全体像を再構成しようと思えば、私の翻訳書の多くの箇所を引用するにとどめることはできない。『禮記』や『孟子』などの他

の古典からの抜粋でそれを補い、まとめて論じなければならないだろうが、そうすれば、私の序はあまりに膨大になってしまうだろう。その長々とした説明に入るのはやめて、私が1844年に周代の中国の法について書いた論文で、その主要な特徴を概略的に描いたことを言うておこう。その論文は、金石・文芸アカデミー外国学者論文集の第二巻に収められている。それを読んで、私の以上の簡潔な説明を補いたいと思う人のために挙げておく。

あとまだ、四十四巻の総目の後に置いた全書の一部を成すアルファベット順の内容分析索引について述べなければならない。この分析索引は内府本にはないが、ヨーロッパの読者には現実に必要である。なぜなら、『周禮』は理路整然とした構想で書かれているとはいえ、最初から最後まで通して読むことはまず不可能だからである。その枠組みは宮廷の大名鑑の枠組みと全く同じ様なもので、それぞれの官職の長に割り当てられた職務が単調にならべられる。経文は宮廷の儀式向けに規定された礼儀作法の詳細に満ち溢れていて、その点、コンスタンティン帝がビザンティン宮廷の儀式について書いた論と似たところがある。これらの二次的な重要性しか持たない些細な事柄の中に、中国古代帝国の社会組織と行政機構についての重要な情報がたくさんあり、実際、その多量の資料のため、『周禮』は人間の文明発祥の頃の一種の *Notitia imperii Sinarum* (中国帝国情報) になっている。

しかし、その点在する情報をまとめるためには、しばしば一つの条から非常に離れた別の条に目を転じなければならない。要するに、『周禮』は通読するよりもむしろ、わが国中世の大修道院財産目録のように参照すべきである。私の分析索引は、それゆえ、私の翻訳に用語解説の有用性を与え、これを使って中国古代の制度について行われるあらゆる研究を容易にするだろう。一般的に言って、この内容索引は、東方文献の巨大な宝の山の中で試みられうる全ての翻訳に欠くべからざる補遺であるように私には思われる。これら東方の文献は、表現形式が我々のものと非常に異なるので、ヨーロッパにその流儀を広めるわけにはいかないが、翻訳に索引を付ければ、人類の古代の歴史を再構築するためにそれらが与えてくれる資料を自在に使えるようになるだろう。

『周禮』は、その偉大なる歴史の重要な一ページだと思う。私は、それをヨーロッパに初めて紹介しようとした。それで、この長い仕事を完成させるに際して犯してしまったかもしれない誤りをいくらかは大目に見てくださるようお願いする。私は、この翻訳を、私をそのメンバーに加えることを認めてくださった高名なる金石・文芸アカデミーに、私の深い感謝のしるしとして献呈する。私の努力の成果がその入会承認にふさわしくないものとされなければ幸いである。

内府本が扱った『周禮』の中国の注釈の中で、その権威が特に頻繁に引き合いに出され、多かれ少なかれ長い、そこからの抜粋が殆どどのページにも引用されるものが四部ある。絶えずその著者たちの名を繰り返さなくても区別できるように、私の翻訳の中ではそれをアルファ

ベットの記号で示した。それが引かれる箇所ですら容易に各著者の名と時代に結びつくように、ここでその記号の取り決めを説明しておこう。

1. 注釈A, 漢代, 一世紀の鄭衆注
2. 注釈B, 漢代, 二世紀の鄭康成注
3. 注釈C, 唐代, 八世紀の賈公彦注
4. 注釈D, 宋代, 十二世紀の王昭禹注

内府本がそれほど頻繁に引かない他の注釈については、引用文に注釈者の名をそのまま添えた。

『周禮』に関する著作が内府本の編集に参照された著作者の表は、先ず第一に、西暦紀元の頃、前204年から後263年に亘る大漢王朝の時代の二十七名を挙げる。彼らが『周禮』の属する古い時期に最も近い。

それらの名前の中には、劉向、劉歆、杜子春、賈逵、鄭興、鄭衆すなわち鄭司農（注釈A）、馬融、鄭康成（注釈B）、韋昭、盧植などが見える。

表には晋（265-420）の三名、劉宋（420-479）に一名、梁（502-556）に二名、北魏（386-534）に三名、隋（581-618）に一名見え、十名が唐王朝（618-907）の時代の人である。

唐人の中には、魏徵、孔穎達、賈公彦（注釈C）が見える。表には続いて宋代（960-1278）の91名をならべる。

その王朝で最も有名な『周禮』の注釈者は、宰相の王安石、博士の朱熹と王昭禹（注釈D）である。その同じ王朝の時代では劉敞、陳祥道、楊時、項安世、陳傅良、鄭鏗、陳汲、劉迎、易祓、李叔宝、王与之、朱申そして樂清王の指揮下の学者団²¹⁾が編集した『王氏詳説』という書物も挙げなければならない。

七名は蒙古の元王朝（1260-1367）に属する。

他の名に混じって、毛応龍、呉澂、敖繼公、邱葵の名が見える。

最後に、29の名が大明王朝（1260-1367）に属し、その中には、何喬新、李如玉、陳深、金瑤、魏校、王応電、鄧元錫、郝敬、王志長らの名が見える。

内府本の編者が経文の解釈に参照したのは全部で167名の著作者のものである。

その著作者の中で、その学識のために名高く、非常に研究しやすい立場にあった27名が、西暦紀元の頃に殆ど間隔を置かないで続いて現れることを考えれば、彼らが『周禮』に附けた注釈が、古代の文献としてそれ自体、固有の価値を有することはわかるだろう。彼らの示した解釈や際立たせた類似や相違は、我々に当時の感情、慣習、偏見、知識を明らかにしてくれる。

21) 『周官義疏』「引用姓氏」原文「王氏詳説、温州府志、樂清王十朋著周禮詳説」。「樂清王十朋」は、樂清の人、王十朋（1112 - 1171）のこと。「樂清王……学者団」は誤訳。

また、私はできる限り、A、Bの記号で表した最古の二注を取り入れようとした。なぜなら、その二注の情報はしばしば、それが明らかにしようとする経文に劣らず興味深いからである。

(編者注記) 翻訳者がこの序を書き、金石・文芸アカデミーでそれを読んだときには、彼はまさにその会員になろうとしていた。それで、アカデミーが彼にその論集の一つとして、パリ天文台図書館に写本があり、黄経局がその出版を彼に任せたゴービル師の中国天文志の学術論文を印刷することを認可した。彼がその計画が実行されないうちに死んでしまったので、言っておかねばなるまい。彼はゴービルの論文について研究するうち、中国人がさまざまな星群につけた名称にすっかりなじんだ。そして、それらを計算したり、極の動かせる素晴らしい天球儀を使って検証し、全く簡単に、その名称が指す星々を正確に言い当てることができるようになった。それは、私もしばしば確認する機会があった。彼が『周禮』に科学的理論的な意図でなく、宗教的政治的な儀礼との関係において触れられる多くの中国の星群についての文章内容をヨーロッパ的表現に移し替えることができたのは、この知識の御蔭である。その星群の同定には全幅の信頼がおける。そして、これほど古い時代に、体制内、また政府の公式文書内で中国人が既に行っている天の研究に対する寄与は、彼の翻訳した文献の中の最も取るに足らぬ事柄の一つではなからう。

最後に、天文に関する経文と注文では終始、大昔からの中国人がそれによって天を分かつ二十八の星区が繰り返されるが、その体系、そして中国天文学の専門的な詳細については、Journal des savantsの1839年12月と1840年1,2,3,4,5,6月の号に取められた一連の論文で、ある程度正確に知ることができるだろう。

原注

*1 原始中国人に固有の特徴として用いられる「黒髪民族」(黎)の呼称は、『詩經』第二部第一章第六篇²²⁾、第三部第三章第四章²³⁾に見える。また、『孟子』第二卷第三章17条²⁴⁾、『左伝』およびその他の古典にも見える。この呼称は現在でもなお、中国で公式の布告の中に常用される。宣教師たちの伝えるところによれば、目と髪が黒くない人は皆、即座に外国人の疑いがかけられるという。

*2 時制の標識がないので、コリーは「竹の本に書かれた」と訳しているが、私は、レミュ

22) 小雅・鹿鳴之什・天保「羣黎百姓，徧爲爾徳」。

23) 大雅・蕩之什・雲漢「周餘黎民，靡有孑遺」。

24) 梁惠王上「七十者，衣帛食肉，黎民不饑不寒，……」，また萬章上に雲漢を引く。

が²⁵⁾と同じく、動詞は現在でなくてはならないと思う。

- *3 唐の初め頃の著。賈公彦は歴史家の司馬貞と同時代の人である。
- *4 内府本の冒頭に置かれた引用諸家の姓名の索引によって、これを同一人物とする。
- *5 ここでは、馬端臨が詳しく述べている説明を要約している。
- *6 景德鎮の有名な工房の歴史によれば、初めての時期の壺は、西暦630年、唐の高宗に献じられたという。(Morison *English-Chinese Dictionary* のPorcelainの項)
- *7 第一巻, p.298。この機会に保氏の条の丁数について必要な訂正を示す。印刷で付けられた27,27,20,21の代わりに、27,28,30,31としなければならない。

(2) Avertissement (緒言)

ここに紹介する、今回、初めてヨーロッパのことばに訳されたこの書の特異性と、その遺作としての出版にまつわる事情については、予め少し説明が必要であるように思われる。

『周禮』とは何か。我々のことばに移すに際して、どのような困難があったのか、また、その困難を乗り越えるにはどのような援助があったのか。翻訳者の死亡時に、この仕事がどのような状態だったのか、またどのようにして訳業を完成させることができたか。最後に、この著作の全体像を把握し、そこに含まれる史料の重要性を認めるためには、どのような順序で、そして、どのような意図で読まねばならないのか。以上が、この前言でこれから扱おうとする問題である。

私が、テキストの信憑性を論じる必要はない。それについては、翻訳者が、序論で、およそ二千年前からの中国の文人たちのその問題に対する精密な研究を要約しつつ、十分に論証している。また、今ではレベルの高い授業のおかげで国内にいながら古代中国語の知識を得られるようになったが、翻訳者は、その授業を長年有効に利用してきたため、事実を叙述したり、日付を換算したり、あるいは細かく規定された行政機能、法規、宗教的儀式といった、我々がとりわけ知りたいと思う、この書の本質的に歴史性の強い全体像を構成するものを単に陳述したところでは、概して正確に翻訳できているということも事実である。私はとにかく、古代中国の地理と歴史について、世界の他の場所からほとんど完全に孤立して、東方の最果ての地を相次いで占拠してきた土着や外来の人々の社会状況、実用的知識、風俗習慣について、中国の書物が供給してくれる全ての情報を、彼のように、自由に使えるものとし、その上で、見た通りの、そして今や我々が読める通りの『周禮』を取り上げ、その概観と、それによってこの書が

25) Jean Pierre Abel Rémusat (1788-1832)。東洋学者。中国語を独習し、1814年コレージュ・ド・フランスの中国語学講座の初代教授になる。1922年、Société Asiatiqueを創立し、"Journal Asiatique"を編集した。

特別に興味深くなるような視点を示すことにしよう。

先ず舞台背景を紹介しよう。翻訳者は次のように記述している。「中国古代史の基礎を形作る経書や四書に書き留められた確実な情報によれば、中国に初めて居住したのは、未開の狩猟民族で、その中へ、紀元前三十世紀から二十七世紀の間に、北西からやってきた異民族集団が入り込んだ。その集団は文献では普通、「黒髪の民族（黎）」(le peuple aux cheveux noirs) と呼ばれるが、これは明らかに、先住民族の黒でないか、または他の色の混じった髪に対比しての呼称であり、若干残っていた先住民は、まだ中国の中央の山地に居住していた。その集団は「百姓」(les cent familles) とも呼ばれるが、この場合の「百」は漠然とした意味である。当時、その生活は、ただ牧畜のみに依っていたようだが、彼らが侵入した地方の自然は、絶対的な生き方だったものを徐々に変化させ、農業の段階に至らせた。その初期の行動は、北アメリカの森を伐採しに出かけた開拓者たちの場合と大変よく似ている。ただ、それは孤立した個人に指揮されるのではなく、個々の一族が全体として、さらにまとまって行動するのではあるが。最初は、その団体の王、すなわち皇帝が総選挙によって選ばれ、それは、紀元前二十二世紀まで続いた。その時代、統治権は夏王朝にあり、その長は禹という名で、統治の巧みさもさることながら、治水の大事業に功があった。そして、家畜の放牧に代わるものとして、定期的な耕作を初めて試みたのである。どの一族も、少しずつ、人数が増加して、その有する領土内に広がり、ヘブライの部族やスコットランドの氏族のように、まぎれもない大部族になった。夏王朝は、五百年近く君臨し、他の王朝、商に取って代わられた。商は、徐々に領土を増やし続けた。この第二の王朝の下で、周はその西、渭水の流域に、新たな文化の中心を形成した。渭水は、東に向かってしばらく流れた後、北緯34度附近で、黄河と合流する。周は、そこに新しい王国を建て、その王国は、戎夷を平らげることによって広大になり、戎夷と同盟を結ぶことによって強化された。紀元前十三世紀には、周と正統王朝の商との間の対立が深まり始め、それは紀元前十二世紀後半まで続いた。そして、周の長である武王が、他の華夷の種族の長たちに助けられて、商の長である紂辛を破り、統治権を与えられた。統治権は、このようにして周に移ったのである」。中国の部族の連合は、こうして新たな土台の上に再編成された。『周禮』に述べられているのは、周の禮すなわち規程という、その名自体が示している通り、その新しい政治制度の法典なのである。

伝統的に、その規則を起案したのは、新王朝の長である武王の弟の周公だとされている。この二人の思い出は、非常な敬意を伴って、中国の史書に保存されてきた。二人の築き上げた政治的、社会的な絆が、後には中央政權から独立してしまう他の種族の長たちの野心によって断ち切られたずっと後になって、孔子、孟子、すべての歴史家およびすべての思想家が、彼らを王侯の鑑として持ち出し、後世の王に、彼らの制度を、その支配下の人々に能う限りの秩序と平和と幸福をもたらしたのものとして、絶えず思い起こさせた。三千年後の今日でも、『周禮』

の中に設けられた官職の大部分は、名称や職務権限を変更するだけで、なお存続している。その変更は、はるかに巨大化した帝国、そしてまた所有制度や人の身分が時とともに変わるような社会に適用し続けられるようにするために必要となったものである。現在、中国を統治している異民族王朝は、東方の宮廷に付きものの豪華絢爛、専制主義、奴隷の卑屈さなどを取り入れてきた。が、最初の征服者のモンゴル人たちに倣って、古来の人民統治機構、国内的停滞、対外的孤立という昔からの体制は、できる限り変更しなかった。百五十年前から、ヨーロッパの君主は、通商を求めたり、西洋文明を野蛮人たちに誇示するために、北京の宮廷に大使を派遣したりしようものなら、中国政府の奇妙なもてなしにひどく驚かされたものであった。役人たちは、大使を、入国時に迎える任務を負っていて、非常に懇懇に、途中、絶え間なく監視して、人民と少しも接触させず、少しの寄り道もさせずに、王宮に連れていくのである。北京に着くと、大使と随員は、滞在を許されるほんの数週間の間、丁重に監禁され、彼らが従わなければならない典礼の条件を整えるための、面倒な交渉が済むと、歓迎の謁見を許され、数日後、暇乞いの謁見を許される。そして、礼儀正しく、出発命令が下され、直ちに旅立つよう申し渡される。取り巻きと厳しい監視に関しては、同じく形だけは名誉ある状況で、出国せよというのである。これらはすべて、近代の発明ではない。禮であり、しかも、三千年前に、『周禮』で確立されている禮なのである。なにしろ、そこには、すでに、外国からの訪問者を迎える「掌訝」(agent de rencontre)と呼ばれる特別な官僚機構や、実際に取り囲んで、往復の旅の間に監視する、「環人」(entoueurs)と呼ばれるものが見えるのだから。耶蘇会士書簡集の十一巻で、1727年、ポルトガルの大使、ドン・マテロ・デ・ソウザ (Don Matello de Souza) が賜った雍正帝の二度の謁見の条を読めば、『周禮』に規定された儀式がすべて見出せる。まず、歓迎の謁見、皇帝は通訳に「長旅ご苦労、調子はどうか」と言わせる。これは労いの儀式である。次に、暇乞いの謁見、皇帝は「可能ならば飲み干せ、さもなければ、満足するだけ飲め」という言葉とともに、金の杯で儀式用の酒を与える。これも、やはり『周禮』の儀式であり、宮廷の食事を賜う場合に君主が諸侯にかける招待の常套句である。これほど大昔に遡る作法、規則、民事的・政治的・行政的な制度が細部まで正確に保存されていることは、大変注目すべき精神現象であるから、それだけでも、そのようなことが書かれている書物の翻訳に非常に歴史的興味を抱かせるに足るが、その古代の制度を、それが長い間、組織し規定してきた原始社会にそのまま適用されていたものとして研究すれば、その興味はいや増すのである。

西洋のいずれの国にも同様の文書は残っていない。ただ聖書が我々に物語ってくれる出来事や法や古代のしきたりの記述だけが、それに比肩しうる。が、聖書は宗教的に崇高な書物であって、歴史叙述はより広く浅い。コンスタンティノーブルの宮廷の官職に関する Codinus の論説、“*Notitia Dignitatum utriusque imperii orientis et occidentis*” という題の文集、ビザンティンの宮廷の儀式に関するコンスタンティン帝の書などには、確かに比較にならないほど新しい時代の割

にはよく似た特徴がみられるが、前二書では、官職は実際に機能しているというよりもむしろ、肩書によって列挙されているといったもので、そこに民衆の一般状況とのかかわりは見出せない。コンスタンティンの著作は、特定の地位や階級を独占する、つまり多くの盛大な儀式で特定の役割を果たす帝国の高官について描写してはいるが、それは附随的に描かれているだけで、皇帝である作者は、高官たちの個々の職務や行政、軍事機構全体の中で果たす役割を明記するよりもむしろ、彼らが自分に随行する序列を明らかにしようとしている。その職務や行政、軍事機構全体の中で果たす役割は、我々にとって重要ではあっても、断片的な資料から、困難な復元作業によって推理するしかない。その作業は難しく非常な学識と見識を必要とするが、それでもなお結果が不完全で、多くの疑問点が残ることは避けられまい。

それに反して、『周禮』ではその種の曖昧さは全くない。全ての政治行政的機構の要素が、その固有の特徴も職務内容間の関係も明々白々に提示されている。統治組織の全体的な機構にかかわるすべての官職が、君主から最下級の行政官に至るまで一つ一つ、その権限と義務の非常に些細な点まで記述され、規制され、規定されている。それこそが、この書物が歴史的に非常に大きな意味を持ち、我々が、この書物をその時代に、そして、それが秩序立てることを目的としていた社会状況に戻してみるときに、この書物が有益である所以である。翻訳者自身、前書きで、この回顧的研究の計画の概要を述べている。経文の中では、資料は、政治的な理由で定まる連続性や相互依存性というもっともな順番で配置されている。それらが形作る組織の完全な体制、その体制の概念や、実際の適用や、不変の認識を伴って保存される思い出は、我々のヨーロッパ的なものの見方からすれば、非常に異質の、歴史が決して明らかにしなかったような精神現象を呈示するのであるが、その体制をみるには、それらに関係付け、まとめて組にすれば十分であることは、お察しいただけるだろう。というのも、その接合の仕事は私がしてみようとしたほど簡単だったからである。私が以下に描こうとするものの要素はすべて、『周禮』から原文通りに引用したもので、私はただ、それらの総体と相互関係を理解するのに最も都合のよい順番に配置しただけである。

周帝国は、諸侯、つまり唯一の支配者（皇帝）に封建された領主の統治する王国に分かれる。皇帝は全てを支配し、独りで王国を定め、その位置、領域、および都を置くべき場所を決める^{*1}。皇帝は、その長、語の文字通りの意味では、その「牧」（pasteurs）を任命して位につけ^{*2}、彼らを自身の王国のために創設した統治形態に強いて従わせ^{*3}、専門の役人にそれを恒常的に施行させる。皇帝は、定期的な強制訪問によって彼らの服従を確認し、彼らが皇帝の法に違反すれば、兵力を用いてまで罷免し、廃し、鎮圧する^{*4}。廃された諸侯は取り潰され、あたかも死んでしまったかのように葬式用の祭壇を建てる^{*5}。諸侯と皇帝の関係及び諸侯同士の関係は、誰も、皇帝さえも逸脱することのできない宗教的な禮によって規定されている。それらの慣習は非常に詳細に記され、国家の全階級の官職の関係の中で、公私の生活での行為が服装、言葉、

姿勢に至るまで、大変細かく定められているので、それらは個人の身体的精神的不変性を基礎に、いかなる自発性の生ずる余地もなくし、統治機構の不変性を確立することが目的のように見える。これが、この機構全体の中での主要な意図である。

皇帝と諸侯の下には、ずっと離れて労働者大衆がいる。労働者大衆に含まれるのは⁶、穀物の耕作に従事する男子、順番でいくと、その下に蔬菜作り、樵夫、牧人、そして原料を加工する職人、坐商、国内取引の行商人、さらにその下には絹麻紡績に従事する正妻、妾、下女、そして時に奴隷と同じように市場で売買される下僕（彼らは食事を整えるのが仕事）、一番下に定職のない日雇い労働者である。この階級自体、相対的に固定的な地位によって段階をつけられていることがわかる。これらの大衆が拘束される行政組織、受ける実践的訓練、その職務を定め生存を保証するための気配りは、その慣習に馴染みのない人を固定した社会の身分に導き入れるであろうことは明らかである。大衆は、それについて様々な度合いの関係や義務が規定された、いくつかの種類に集団に分けられる。最小のものは五戸である。圧倒的多数の人民は、地主とではなく、諸侯の小作として、土地の肥沃度に応じて、といっても、常に総生産量のごくわずかだったが、現物で賦課租を納める条件で、土地の耕作に縛られる。役人は、各種の土地の質を鑑別して決定し、農民にその土地にふさわしい穀物や蔬菜の性質、土を耕したり、種を蒔いたり、水をやったり、収穫する時期を教え、それが可能な土地には、総合的な灌漑システムを設けて、その使い方を規制し、蚕の脱蛹にかからねばならない時期を告げて、養蚕の一年周期の諸段階に目を配る。一言でいえば、全人民が皇帝を父、つまり家長とする一つの大きな家族のように統治される。このような機構には、多数の歯車が必要だということはわかるだろう。そして、その社会的な目的を認識してはじめて、『周禮』に記される官職の多さと細かい職務が理解できるのである。

統治機構の一番上、皇帝のすぐ下には、「大宰」(grand administrateur général) という肩書の総理大臣がいて、指揮下にそれぞれ独自の所管を持つ五省を置き、それによって帝国にも諸侯国にも全体的な作用を及ぼす。各地域、そして帝国全体に対して、帝国の収入源である賦課租、直接税、間接税の割当額を定め、年生産高を報告させ、それに合わせて国の支出を決める。皇宮の内外、文武の全職務は、皇帝に対する奉仕でも皇后、皇太子、妃妾に対する奉仕でも、彼の権限内のことで、彼の権限はそれらの職務に従事する、いかなる位の皇族に奉仕する人にも及ぶ。女性が多かったため、どこでもよくあることだが、宦官が使われた。その風習のほとんど原始的ともいえるべき単純さには驚くべきものがある。しかし、刑執行後、宮廷での幽閉生活が続く宮刑(去勢)は、いくつかの罪に法的に課せられた刑罰で(卷三十六30葉)、それで、その刑罰を受けた者は、肉体労働、奴隷の用役、または、後宮の番人に使われたということは注意しておかなければならない。おそらく、品行が方正であったり手柄を立てたりして目立ったほんの少数の者だけが、皇帝や皇后の私的な召使になる。彼ら皇后の傍で召使の務めを果た

したり、宮内で行われる儀式で皇后を補佐し、そこに出なければならぬ女たちを指揮したが、政府や官庁に公職はなかった⁷。「宮」(palais)という語は、ここではヨーロッパの国々の君主の住居のような建物を指すのでないことはどうしても知っておかねばならない。巻四十三24-40葉によれば、それは土や煉瓦の高い壁に囲まれた広大な敷地で、その中には皇帝、皇后や宮廷のさまざまな毎日の仕事に従事する男女の住居、大臣たちの官邸、応接間、使節の間、謁見の間、そして宗教的儀式や皇帝の祖先のための聖域もあった⁸。そこでは絹麻が織られて、皇帝、皇后、宮廷の人々用や参内者下賜用の麻布、絹地、衣服が製造された。また、帝国の文書、史料、宝石、国家や皇帝に属する貴重品が保存され、必要な食糧を蓄え、皇帝の食卓を支え、また生存に必要な配給を受ける権利のある内部の人々全てのために、あらゆる種類の食物が備えられていた。一言でいえば、壁に囲まれた町で、政府が置かれていた。皇帝は外でも王宮でも、ヨーロッパの君主のように個人としては姿を現さず、ただ公的生活の遂行のためだけに現れ、皇帝が服を着るのが見られる引見(起床儀礼)や服を脱ぐのが見られる接見(就寝前接見)は全くなかった。皇帝個人の周りには国の大貴族に割り当てられるような侍従の官職は全くなかった。皇帝のお召しかえには敬意は払われず、ルイ十四世の宮廷のように爵位を持つ女性が寝室を通りベッドにお辞儀するなどということはない⁹。皇帝の衣服、姿勢も含めた行動、そして皇帝として発する言葉は厳格な礼法で規定される。皇帝の食事の順序、季節や場合によって供される食物の質や量も同じように決められている。その量は豊作の時は多く、飢饉や国家危急の際には少ない¹⁰。²⁶⁾ 皇帝に料理を出すのは国の大官でもなければ、皇帝に気に入られるようにへつらうことのできる宦官でもない¹¹。料理を薦めるのは料理を切り分ける一介の係官、すなわち給仕長で、それを皇帝の目の前でやるのである¹²。一言でいえば、皇帝の生活全体が一つの礼の実践であって、その礼は皇帝に比べて位が低いために修正される部分を除けば、それぞれの王宮の諸侯にも当てはまる。これらの最高権力者の立場は、最下層の民の身分と同じく、厳格で動かしがたい義務として、『周禮』に細かく規定されている。

ただし、大衆は自分では自分の義務がわからないとされる。大衆には義務を教え、確実に恒常的に遂行させなければならないのである。この重要な仕事は第二の省の目的で、この省はそのため公教育の省と呼ばれ、その長官は大衆の大指導者という称号を持つ。その職務権限には

26) 天官・膳夫「大喪則不舉，大荒則不舉，大札則不舉，天地有災則不舉，邦有大故則不舉」鄭注「大荒，凶年，大札，疫癘也」。上文「王日一舉」鄭注に「殺牲盛饌曰舉」，つまり「舉」は犠牲を殺して盛饌することといい、周官義疏も鄭注を引く。それに従えば、「不舉」とは犠牲を殺さないということである。しかし、Biotは「舉」を“repas complet”(完全な食事)と解釈しており、「大喪則」以下の翻訳も“*Il n'y a pas de repas complet quand il y a un grand service funèbre, une grande famine, une grande épidémie. De même, il n'y a pas de repas complet, s'il y a des calamités dans le ciel ou sur la terre, si l'État éprouve un grand malheur*”(大喪や大飢饉や疫病流行の時には完全な食事はなく、同様に、天災地変や国家危急の時にも完全な食事はなく)となっている。

民衆の公民的、現実的そして道徳的な組織全体が含まれ、人民の公私にわたる全行動、つまり、労働、取引、公民としての務め、宗教的義務、家族・親子・隣人関係などをあまねく規制する。人民が生まれてから死ぬまで、見守り導き取り締まる。女は二十歳、男は三十歳で結婚させ^{*13}、行政長官の命令に従って直接税・間接税を割り当て徴収させる。その職務権限には必然的に第一審の司法権も含む。個人間の意見の相違を調整して争いを防ぎ、労働法違反や地方警察規則違反を取り締まるのに、罰金や処罰、体罰さえ用いたが、一時的なものだった。しかしながら、政府の道徳的な意図が、全く抑圧しなくていいように無秩序を予め防ぐことだったので、その職務専門の官吏がいた^{*14}。行政行為の正不正を確認する教師すなわち総合情報係（「師氏」）、優れた資質を保ち良い慣習を広める保護者（「保氏」）、そして行政の過失を告発する監察官（「司救」）で、この三人の道義に関わる決定権は皇帝自身にも及ぶ。このような編成の民事省は、当然のことながら官吏が最も多い省で、そのそれぞれの職務は細かく定められていて、全体で八巻を占める。この機構全体を見通せば、その時代、それが支配した人民の真っ只中に連れ戻されたような気分になるだろう。軍事や行政のどんな大きな職務も、法律上、世襲でなかったことは、注意する必要がある。下級官吏は功績による抜擢という形で、人民の全階級から採用された^{*15}。それで、人々には子が勲功目覚ましく上級職につくという希望があった。しかし、この臨時的な募集方式は全ての政府の役職を満たすには不十分だったので、高官の子弟は、宮廷でその競争に有利になるように準備する特別の教育を受けた。彼らは国の子（「国子」）と呼ばれた^{*16}。それでも、補助的な職務の世襲は、例外として全ての省に多く存在した。ただ、それは時代の必要性に基づいたもので、後世のように優遇や特権の原則に基づくものではなかった。その特権を有し^{*17}、経文では「氏」の字が附くことで見分けられる官職を検討すれば、それに割り当てられた職務は、行政や司法の細部を処理するにしろ、何らかの技術を実行するにしろ、専門的实际的な知識が必要で、その知識はきちんとした教義がないので秘訣として一族の中で習慣的に伝えられ職業的なものになったということがわかる。その世襲の理由は社会が古くないほど当てはまる場合が多くなる。なぜなら、社会が古いほど、実際的な知識が総合的な方法体系に集成される時間がなかったからである。わが国では、幾つかの職業についてまだ世襲制が見られさえする。例えば、ガラス職人、鑄造工、純粋な金属を抽出するために鉱石を加工する職人など、その達成が、余りに細かく表現したり正確に示したりできないような技巧にかかっている全てのことがそうである。だから、『周禮』が我々に物語る時代の中国社会に、特権的な専門が非常に多かったとしても驚くにはあたらないが、むしろ、その特権的な専門を意味する古い記号によって、現在、『周禮』でそれらを確認できることに驚くべきである。

このように成立した社会組織はいわば、皇帝及び人民の全ての公的な行為を、そして大部分の私的な行為さえも、承認し神聖化する儀式や宗礼の制度によって、強化され固定される。その儀礼の実践は、礼の省と呼ばれる専門の省に任される。その長官は宗教的儀式の大司（「大

宗伯』)という称号を持つ。宗教は、霊の曖昧な概念が混ざった物的な偶像崇拜だったらしい。犠牲は、星、山、川、森、その他の目に見えぬ精が司るとされる自然の事物に捧げられる。また、その行動を認めるか認めないかによって、子孫に有利な影響や不利な影響を及ぼすと考えられる祖先の霊にも犠牲は捧げられた。皇帝だけが、天と上帝と呼ばれる天帝に犠牲を捧げた。これらのどの行為の中でも、人の犠牲は見られず、皇帝の葬礼にも馬しか犠牲にしない^{*18}。この時代の制度全体には、そして刑法にも、私がまもなく指摘するように、人命に対する非常な配慮が見られる。

その宗教の一般的な作法だけでなく、迷信までもがきわめて細かいところまで描かれている。さまざまな卜占、さまざまな霊を呼び出すための特別の規定があり、占い師、夢判断、晴天や雨天を招来する呪術師、女呪術師がいる。天体観測とその解釈は礼の中で大きな位置を占め、帝国の天文学者と占星術師の官は、カルデアと同じく、世襲の職務である^{*19}。天文学家は、太陽、月、惑星、特に木星の運行を規則正しく追跡し、それらの二十八宿における位置を定める。二十八宿は当時既に完成され以後変わらずに、我々が全て同定することのできる同じ星に配されている。このように確認された天体の規則正しい観測報告は大歴史家(「大史」)に伝えられる。大史は、その報告から始まろうとする年の太陰太陽暦の材料を引出し、季節的な仕事の目安となる文書として、公式的にその暦を帝国全体に公布する。占星術師の職務は、それらとは全く異なる。突如として起こる天の一時的な異常な現象を観測してそれを記録簿につけ、それから予測をする。この二つの方法の天体研究は、何も失われないその民族の国で後世ずっと続き、今日、一連の正確で日付の明らかな大部の資料となっている。現在、我々が中国古代の天文学について知っていることは全て、ゴービル、次いで翻訳者がその資料から導き出したものである。ゴービルがヨーロッパに伝え、ラプラスが計算した初期の土圭観測記録は、特に『周禮』に見られる。そこには、本来の場所に書き留められたものと、初めて全体として提示されたものが見られる。

『周禮』の非常に多くの宗教的儀礼が何らかの星座に関係づけられる。例えば、我々の今の星図のしし座の α 星すなわちレグルスは、人民を司る星で、春分、秋分、夏至、冬至は荘重な儀式を行う時であり、周公が設けた黄道の十二分割の各々は、これはギリシアの十二宮と混同してはならないが、十二の諸侯国を司る^{*20}。恐らく、このような関係づけは迷信的な観念に由来するものだろう。ただし、立法者がその支配を最も効果的に安定状態にしようとして、その形式と典礼とを、不変の最も確かな典型としての天そのものに結びつけることに努めたとも考えられないだろうか。

しかし、中国の諸部族にこの異常な支配の形式を強い、同時に、武力によって創出された部族間の封建的繋がりを維持して、服従しない野蛮な外敵の侵略に対し新しい帝国を防衛するためには、攻撃や反乱と戦う軍事力と刑罰で法律違反を抑制する裁判権を、皇帝の手に集中させ

なければならなかった。この最高権力の要請は、既に述べた省庁に続きそれを補う二つの省が満たす。

一つは執行権の省と呼ばれる。その長官は馬の大司令官（「大司馬」）という称号を持つが、この称号を聞いて、馬に乗った騎兵のことだと思っただけではいけない。それより、戦争、儀式、旅行、狩猟、貨物用の車の牽引に馬を使うことの方である。なぜなら、経文は、皇室の種馬の管理を非常に細かく説明し、牧場の数と組織、上述のさまざまな役に立てるためそこで育てられる馬の多様な種類、その馬に対する世話、そして総頭数が3456に上ることまで明らかにしているけれども、馬の騎乗については、二度偶々言及しているだけで、その書き方も正規に軍役に使われることより、試し歩きや馬見せのような偶発的な場合を指すようである^{*21}。翻訳者はさらに、その古い時代、中国には常備軍がなかったことを指摘するが、それは彼が訳した経文自体による。そこに書かれたことによれば、皇帝が遠征か各季節に定期的に行われる野獣の大狩猟の一つを命じると、それに協力しなければならないさまざまな管区の徴集兵が民事大臣である第二大臣に召集され、それぞれの地域の長官に集合場所まで連れて行かれ、総指揮の大臣に委ねられる。経文は、その召集の手続き、各家族が供出しなければならない人数、集結部隊の組織、軍事演習規則、野営や行軍で守られる命令規則と治安維持規定を述べる^{*22}。帝国の人民は、三年毎に念入りに非常に細かいところまで、個人の年齢、性別の区別だけでなく、家畜や仕事道具まで調査され、その上、その合間には生死を正確に記録したので、地方管区の召集兵の数と質は常にきっちりとわかっていた^{*23}。区画まで詳しく記された帝国の土地台帳の図はその召集の割合を調整するのに用いられたが^{*24}、同じ省に属する官吏が作成した。卷三十三には、周帝国の九州についてそのあらましが要約され、州毎にその主要な河川、最大の湖、灌漑用貯水池、聖山、産物と商品、男女比率、その地に繁殖する家畜と野獣の種類、耕作に向く農作物の種類が示されている。それは、古代の地誌と統計の素晴らしい断片である。翻訳者はこの資料によって、その九州を読者の目の前に集め、ずっと巨大な中華帝国の実際の広さと比較しやすくした総合地図を復元した。

執行すなわち戦争の省の次は、刑罰の省と呼ばれる刑事裁判の省であろう。その長官は盗賊担当長官という称号を持つ。判決が重刑や極刑になり、それゆえ、それほど厳しくない民事省の職権を超える全ての事件を管轄するのは、その長官とその部下である。その省に関わる最初の三巻で、周の刑法の全てがわかる。それはとても人間的な法で、罰しなくてもいいように、あちこちで警告の意図を示しており、高札によって、違反してはいけない規則、禁令とそれに違反すると課せられる刑罰を定期的に人民に知らせることを命じている。八世紀の注釈者の正鶴を射た考察によると「刑罰は、罰がなくなるように公布された」^{*25}からである。死刑は、さまざまな度合の一連の訓戒の後、最終的には人民の決議によって執行される^{*26}。皇帝には恩赦の権利があり^{*27}、人民も比較的軽い刑罰を軽減する場合に意見を求められる^{*28}。法は皇族や行

政官が公に処刑されないことを除けば、全てに等しく適用される^{*29}。上に挙げた二つの場合の他に、刑事裁判の判事の権限の下で、次の三つの場合に人民が討議するよう求められる。国が外敵の侵入に脅かされる時、食糧の予備が不足して人民を一地方から他の地方へ移す必要がある時、最後に、直系の後継者が無く新しい諸侯を選んで立てることが問題になった時^{*30}。最後の場合は恐らく『書経』に記された古代の選挙制の最後の名残だったのであろうが、その事実は注目に値する。刑罰の大臣の配下には、齒の生える年齢、つまり女は七か月、男は八か月目から実施される毎年と三年毎の人口調査の担当官もいる^{*31}。裁判官はその省に所属するが、典礼の省の官吏と協力して、諸侯の皇帝に対する、また諸侯間で結ばれた契約を正式なものとする^{*32}。最後に、大旅行者（「大行人」）、小旅行者（「小行人」）と呼ばれる宮廷と公安の官が所属するのはこの省である。この官は、諸侯やその他の外国人の訪問客の到来を取り仕切り、部下に訪問者を囲ませ、ずっと同じ監視と隔離の状況下で宮廷に連れてきて、皇帝謁見に案内し、再びそれぞれの諸侯国や帝国領の外へ連れて行く。経文では、訪問者のさまざまな位に対応して、それらの訪問の儀式が非常に詳細に説明されている。諸侯が訪問を強いられる時を定め、その使者の接待の方式を規定し、ついには、その階級に応じて毎日支給しなければならない生活必需品の質と割当量まで指定する。これら全ては神聖な礼の性質を帯びている^{*33}。大旅行者と小旅行者は権限として、他に、帝国全体の総合警察の役割も果たす。自ら、そして部下を使って、諸侯国の状況、その諸侯の支配の良し悪し、その支配民が安寧か否かを視察し、そこに突発的に起こった意外な出来事や事故を記録して、それらの全事情を皇帝に定期的に知らせる。^{*34}なぜなら、皇帝が国家の利に関わることは何事も無視しないように最大限に用心することが規定されているからである。皇帝自身は、決められた周期で、自身の王国のみならず、帝国内のさまざまな地方をも次々に巡歴しなければならない。それは当時はその面積が限られていたので可能だった。古代の公的な旅では、皇帝は全て自分の目で見ると。地方の地図を携帯する「土訓」（*démonstrateur des terres*）がお供につき、皇帝にそれぞれの土の質、それに向く仕事、取り立てることのできる産物を教える^{*35}。「誦訓」（*lecteur démonstrateur*）という称号の別の官は、皇帝にさまざまな地方に固有の歴史的回想を呼び覚まし「人々に不満を抱かせないように」²⁷⁾^{*36}、地方の風俗習慣を説明する。これらこそ、時代の特色である。実際、共通の起源をもつ種族の統一によって近頃成立したが、それまで別々の王国から成っていた帝国では、個々の自尊心を傷つけないようにそれらを行政と軍事行動の統一体にするのは、中央権力の重要であると同時に困難な仕事に違いない。『周禮』に規定される総合警察の措置は全てそれを目的としており、それに向かって実際に応用されていく中でその目的を追求している。例えば、初めは単純で数が少なく殆ど表意文字だった中国の漢字が、ことばは書き言葉も話し言葉も今

27) 原文は「誦訓掌道方志，以詔觀事，掌道方憲，以詔辟忌，以知地俗」。

日もまだ残る単音節の形式を保ちつつ、新しいものを指したり新しい概念を説明したりするために、非常に多数の筆画を組み合わせることが必要になるにつれ、次第に数が増えて複雑になったことは知られている。周のさまざまな王国でばらばらに行われることのやむを得ないこの種の変改には常に分離の原則が働く。その影響を緩和するために、七年毎に、大旅行者は通訳、音楽家、年代記者を集め^{*37}、その集まりで文字とさまざまな常用の言語を比較し、発音の規則を定め、話し言葉の定型表現を一致させる。十一年毎に、特権証、通行証を確認し、度量単位を統一し、供物の儀式を定期的に行わせ、おもりと秤を等しくし、一般行政規則を整える^{*38}。十二年毎に、統一状態が全てすっかり確立されると、皇帝は各王国を巡視し、諸侯を召集する。以上が、我々より三千年前のことにはそれほど粗野なようには思われぬ統治の方式である。

そもそも周が整備した帝国の組織には、公共工事指揮の第六の省があった。『周禮』のそれに関わる部分は失われ、発見することはできなかった。漢代に、その部分は、献という河間王が所有していた考工記、すなわち職人考察の記録という名の文書に置き換えられた。その文書は残念ながら、原テキストの他の部分に認められるような一貫した組織計画やまとまった考え方は見られない。それは単なる技術的な仕事や最も日常的な産業の実用的規則、守るべき寸法、従うべき方法の寄せ集めに過ぎない。それら全てに、注釈者が学識や言葉の知識だけでその事についての知識がなかったなら修正、解明できなかったような、不完全な、あるいはあまりに説明不十分な情報が多く含まれる。とはいうものの、この寄せ集めは、戦車、飾車、荷車の建造について、金属の鑄造・細工、剣・鐘・升・鎧・太鼓の製造について、絹の過熱・調製、響きの良い石の加工、矢・槍・弓の製造について、無数の興味深い詳細を伝えてくれる。そこには、陶器の製造についての規定もあるが、ずっと後になってからしか発明されない磁器のことは書かれていない。最も重要な条の一つは公共工事の指揮をさせられる建築者と技師に関するものである。そこには、新都市と王宮の図面を引くに先立ち、夜と昼の太陽の影間の円弧を二等分して子午線を決めるために、垂直に立てたノーモンで天文観測が行われたことが見える。簡単な技法で、おそらく古代エジプト人がピラミッドの向きを非常に正確に決めるために使ったに違いない（昔から予測されていたような）技法と同じである。しかし、さらに注目すべきは、既に完全な総合灌漑システムである。それは、その条の補遺に書かれているが、それより上の、経文そのものに、最小区画の土地の散水のための畝溝から全帝国の食糧運送用の大運河までのさまざまな等級の人工河川について、指定される長さ、深さ、流れの向きなどの詳しい情報付きで順に並べられている^{*39}。現在、中国に存在するこの種のもは、人民がほとんど合法的に土地所有者になって領地の細分化がずっと減り、必然的により頻繁により自由に使えることが要求されるようになったので、ただその用途の詳細が改められただけで、殆どその古代の規定の延長に過ぎない。しかし、古代の制度の原則は残っている。今日でも、政府の役人が

昔決められたことを視察している。そして、自分がずっと文明化していると思う我々がかろうじて、それが実現すればほんの数年でフランスの大部分の収入源を十倍にするであろう同じ事業（運河建設）の最初のアウトラインがかろうじて計画段階に至っている²⁸⁾。しかし、首尾一貫した精神がなく、行政面では大きなことは何もしていない。わが国民性の軽率さとともに、わが国の制度の不安定性によって、その首尾一貫した精神は我々に全く欠けているのである。

『周禮』全体を、そこに記述された民族、時代との関連において簡単に説明した。そこには世界では他に例を見ない支配機構がみられる。かつて、これほど目が細かく堅固な社会制度の網が人類の一部に広がり完璧な機構の究極の模範として受け入れられ忠実に保存されたことはなかった。これほど複雑で細かく整理された体制が全部空想で考え出され、それを受け入れられるものにするような前例もないのに実施されたなどということは全くあり得ない。それだから、『書経』は、周より何世紀も前に、中国の部族集団では『周禮』に要約されている統治の実施、慣例、信条の大部分、人としての道徳規範に拘束される唯一の君主の権威、農業の奨励、子の親に対する敬意、祖先崇拜、特別な儀式によって示される天と見えざるものへの崇拜、天体観測、占い、行政・軍事権、現物による租税、民事刑事裁判の制度、実用的技術の知識と訓練などが、既に確立していたことを明らかにしている。周の部族が武王の時に、武力で中国の全部族に君臨する帝国を獲得し、部族の首長たちがもはやその至上権に服す封建領主以外の何者でもなくなってしまった時に、別々の部分からなる集合体に、その手にある権限を維持し、既存の制度の合法的、正当な是認、確認であるか、もしくはそれらしく見えるような共通不変の構成を与えることが必要だと考えたのは当然である。歴史書で我々が知る限りでは、周公は徳高く賢明で、皇帝の実弟にあたり野心のない公で、誰よりも周の一族に対してこの務めを果たすにふさわしい人物だった。そのような目的があり、そのような状況に恵まれていたのだから、周公が、そこに取り入れられた法の一部始終、事細かな規定とそれゆえの行政官の多様性ともども『周禮』を作り上げたというのはありうる話である。

恐らく、これほど重要性の高い歴史資料に満ちた文献が、まだヨーロッパのことに翻訳されていなかったなどということがどうしてありえたのかと不思議に思われるだろう。宣教師たちならその仕事を成し遂げることは不可能ではなかっただろう。しかし、ほんの少しの教養人、ほとんどフレレ²⁹⁾だけしか彼らの仕事に真剣に興味を持たなかったとしたら、それを訳そうとするどんな動機が存在しただろうか。中国はまだヨーロッパでは知られていなかったのも、そのような奥深い研究の価値は理解されえなかった。宣教師たちの後は、その仕事はヨーロッパの人には無理だったし、スタニスラス・ジュリアンがほとんど驚異的な学識と文献研究で尽力

28) スエズ運河建設を指す。

29) Nicolas Fréret (1688-1749)。

し、フランスに古代中国語の教育課程を創設するまでは、無理だったに違いない。多年に亘って、ジュリアンは授業のテキストとして、より難しい書物『禮記』を使っていた。『禮記』は文体の特徴や古さは『周禮』に近い。息子は、この高度な授業に熱心に出ただけでなく、分析や特別の作文の訓練によって、それを掘り下げ深く理解しようと努めた。私は、彼の書類の中からそれを全て見つけ出した。彼は情熱的に中国の文献の古代資料を掘り返した。文献学者の才識をもってではなく、そこから歴史的、政治的、行政的な資料、また天文学、地理、地球物理学に関する成果、そして現に非常に豊富かつ忠実に保存されている慣習の起源の手がかりと詳細を引き出すためにである。彼は、これらのさまざまな対象について多くの仕事をし発表したもので、フランスの歴史と同じくらい、それらに精通した。彼が『周禮』に挑む決心をしたのは、それらのさまざまな、長い、辛抱強い予備訓練の後だった。スタニスラス・ジュリアン氏は親切にも、彼にその書物の非常にたくさん注釈のついた最良の版を託し、その試みを思いとどませようとはしなかったが、それが彼の手に残るのではないかという懸念がないわけではなかった。彼の文献学そして語学の力から考えれば、実際、確かにそうだった。『周禮』の文体は、まさにその古さのために非常に簡潔で飾りがなく省略の多いものなので、注釈に頼らないで直ちにその意味を知ることは殆ど不可能である。

幸いなことに、注釈は非常に多くて非常に詳しく、そのうち、漢代、つまりほぼ西暦紀元の頃まで遡る幾つかは、また失われていなかったにちがいない伝統を説明したり、まだ存在していた類似の慣習や規則を述べたりして、歴史的な各節を明らかにしている。翻訳者が、ただ原資料に時代がより近いものとしてだけでなく、古代の遺物としてのその固有の価値のために頼ったのは、特にその漢代の注釈だった。新しいものは、信頼性がそれより落ちるが、学識豊かな研究しか用いなかった。ここでは、そのような慎重さは不可欠だった。なぜなら、事実に基づく内容の中では、特に、例えば、天文学、工学や自然現象、『周禮』で大きな位置を占める全ての事柄に関して、中国の注釈者は純粋に文人的であまりにしばしば無知で子供のように何でも信じる面を見せるからである。そこで、彼らの言うことを全て取り上げても、矛盾した混沌にしかならず、その中から真実を見分けることはできない。だから、単なる観察された事実しか書かれていない経文の真実で本来の意味を見出すためには、その事柄についての知識と近代科学の知を指針としなければならない。よく理解させ、その価値を過不足なく明らかにすることが重要なのはこの点であり、また、同じような書物を歴史資料としての有用性の観点から翻訳した時にぶつかる困難でもある。文学や哲学の古典では、形式は内容と切り離せない。思想は、それを表現する言葉と密接に結びついている。その最も微妙なニュアンスの妙を味わうのに、ぴったりした言語形式を用いなかったなら、その真実の意味を過不足なく再現することはできないだろう。だとすると、稀有の才能である美的感覚の他に、言語の、天分とは言わないまでも、言語の知識と勘は不可欠である。しかし、殆ど『周禮』全体を構成するような、

法令の規定や物質的な事柄の叙述の翻訳となると、問題は全く別で、比べものにならないほど簡単である。それで、もし、単に実用的な語学的知識だけでも、以前の学習で得た事柄についての一般的な概念があれば、そのようなテキストの各句に含まれる概念は、それを読むような趣味や必要性があったのだから、既に頭では理解できているのである。概念を表現する語の集まりだけが、実際に我々にとって重要で本質的な概念の内容を既に中途半端に推察されて残っている。その全体像を捉えるために書物全体を初めて翻訳する忍耐があれば、意味はずっと明白になるだろう。なぜなら、同じ形式の繰り返しには思考の類似が見られ、また、同じ語の繰り返しは、異なる部分に用いられているが、把握できた一つの意味によって、それら全ての場合における共通の意味を理解させ、次いで、それぞれの場合の局部的意図的な意味をいかなる辞書より確実に示すからである。この語と形式の繰り返しは、『周禮』とすべての法規に共通する強制的性質のため、『周禮』に大変多い。そのような書物の全体に一度目を通せば、続いて注釈の助けを借りながら経文を一句毎に見直すのは、勝手に分かった場所に行くようなものである。何かすることが残っているとすれば、これこれの語のその箇所だけの特有語法、思想内容についての何らかの不確実なところがあちこちにあり、それが研究の重要な目的になるが、それは殆ど見落とされることはないだろう。というのも、プルタルコスが年を取ってからラテン語の書物を手に取った時、彼自身が経験したと率直に語っていることを経験するのだ。つまり、その言語の微妙なニュアンスは決して理解できないと白状しながら、彼は言う。「私に起こった、奇妙だが、しかし本当のことである。私は言葉によって事柄は余り理解できなかったが、事柄について持っている知識によって言葉を理解した」*40。これこそ、専門的学習で時代と風俗にうまく適応できるように既に心構えができていた時に、『周禮』のような規則と事実の寄せ集めを最初にざっと目を通すことの利点である。実際、論理的な順番で、正当な位置に並んだものを見直す時、そして、二度目に個別に検討する時、既におなじみの特徴を持ち、もはや何も奇妙に感じられるところはなくなり、あと残るのは、いわば詳細を決めることだけである。この二度手間を、息子は翻訳のために行った。そして、それを完全に仕上げたのはじめて、彼はそれを出版できると考えたのである。『周禮』の描く社会組織の際立った事柄の全て、主要な特徴の全てが、アルファベット順に詳しく述べられ、それぞれの見出しの下は合理的な順序で整理されている用語集を翻訳から抽出して、彼は自信を高めた。実際、それはまさに完全な要約で、もしそう言っているなら、書物の要点であり、とりわけ、我々、他のヨーロッパ人に知らせることが重要だったものである。彼の論理的な頭脳のため翻訳が概ね正確であることは、中国語になじみのない私が、その翻訳に含まれる資料で、今私がしたように、周の社会制度の鎖全部を最初の輪から最後の輪までその連結の欠けた所に全く突き当たらずに繰り返すことができたという事実からだけでも明らかだと、付け加えても思い違いではないと信ずる。

それが、特に、我々にとって重要な事柄である。去年の三月十三日、息子が亡くなった時には、

この書の第一冊は印刷されており、第二冊も少しは印刷されていた。私は、息子の書類の中に、原稿の最後の部分と用語集と序を見つけたが、それらは全て完全に整っていた。しかし、彼に多大の労力を費やさせ、大変疲労させたそれらの資料は、私が持っていて無駄だった。私は中国語を知らないで、最終的な必要な見直しをしていない原稿の出版を独りで続けることはできなかった。私と息子にとって幸いなことに、息子の師であった方が助けに来てくれ、その仕事の語学的な部分について、私の能力の不足を補おうと言ってくださった。その方の助言によって、我々は校正刷りは出たが、まだ出版されていない、死の直前まで校正されていた最後の部分の返却を求めた。彼は、病気と疲労のために見落とされたかもしれない文字の転写の誤りや不正確な部分を訂正し、この最初の瞬間からこの仕事が完成するまで、それが必要な時ほどますます親切に、私に心遣いと援助を惜しまなかった。私は、ここで、その交流における思いやりと文字通りの献身の全てを明らかにする詳細をお知らせしなければならない。息子ほど、スタニスラス・ジュリアン氏を崇拜した者はいなかった。息子ほど、その学識の広さと語学の天分を感じ取り評価した者はいなかった。大胆にも、敢えて『周禮』の翻訳をして発表しようとした時、息子は、師がその二つの点についての彼の能力不足を認めるであろうことについて知らぬふりをしたのではない。しかし、彼が計画していた方法、特にその翻訳の有用な目的のために、彼はその難点がそれほど深刻な結果を招かず、言語能力を除外して考えれば、心配はないだろうと期待していた。そして、完成された翻訳全体を見れば、初めて明らかにされた多くの確かな事実の代償として、恐らく不完全な幾つかの細かい点については大目に見てもらえると思っていた。私も愛情から、同様に希望することを白状する。そして、悲しいことに、息子を消耗させたに違いないこの労力を要する仕事での彼の根気を支えることを少しもためらわなかった。しかし、彼は、完成後でなければ師の賞賛を得たり、それに値するものにならないだろうと思っていたので、他のいかなる場合でも遠慮なく助言を仰いだであろう師に、その一行さえも見せずに、独力でそれを仕上げるという勇気有る決断をしていた。また、その遠慮に対する思いやりをもって、スタニスラス・ジュリアン氏は、初めは、深い知識のため一瞥してわかる明らかでどうしても必要な訂正だけを、親切に指摘するにとどまっていた。だが、かれのした校正を見直して、仕事が終わりに近づくにつれて、その出来は必然的に次第に不十分になり、その文が私には分かりにくかったり疑わしかったりする箇所を、私は大胆にもより頻繁に彼の注意を引いて判断してもらった。すると、彼は直ちに原文を見て、私が示した細部を明らかにしたり訂正したりしてくれた。とりわけ、考工記、すなわち職人についての記録の収められた補遺の巻に至った時、私にとって、彼の援助はより頻繁にどうしても必要になった。なぜなら、その最後の部分は、技術的な詳細と技術用語で組み立てられていて、翻訳者には練る暇がなく、そして疑いなく、後日、手間をかけて改訂するものと思っていたものである。スタニスラス・ジュリアン氏は、この迷路の中で私を見捨てなかった。中国の技術についての彼

の深い知識に導かれ、また、恐らく私自身が作業場で得てきた情報にも助けられ、彼は先ず原文の意味を直観的に見て、それから、学識と語学力によるときに何時間も続く作業の末、ついには、しばしば類例がなく厄介な語の語源と正確な意味を発見するに至るのだった。この技術的な部分の解釈の危険性は、注釈が殆ど役に立たないだけにより大きかった。なぜなら、注釈は、我々と同じように実用的知識に疎い文人が書いたので、曖昧にしか知らないことを殆ど常に不完全に、時には不正確にさえ説明しているからである。考工記を構成する五巻の解釈の準備に息子が払った努力にも関わらず、見直すことができなかつたために、その解釈はあまり信頼できるものではなく、そのような学識による改訂がなければ、私も出版することはためらっただろう。だとすれば、我々は、さらに長い間、古さゆえに限りなく貴重なたくさんの実地の作業や技術の詳細について知ることができなかつただろう。スタニスラス・ジュリアン氏が、弟子の思い出のために授けてくださった寛大な援助の御蔭である。しかし、ここにその顕著な奉仕に対する私の深い感謝の念を表して、彼の負担を重くしてはなるまい。先行の解釈は非常に納得できるものなので、この部分について不完全な箇所が残っているとすれば、他の部分と同じく、もっぱら翻訳者と私の力不足によるもので、親切に手伝って下さった方の責任ではない。

さて、最後の問題を論じることが残っている。今日、『周禮』のフランス語訳を得て、それに含まれる多くの歴史資料を勘違いなく認め、利用するためには、どのように、どのような順番で読むべきであるか。

答えは、私の述べた概要から明らかであろう。古代史研究の素養と趣味のある人がこの書物について深く知りたいと思うなら、私はこう言うだろう。「最初に、翻訳者がこの書の冒頭に置いた歴史的、考証的、文学的な小論を読み、場合によっては、私がそれに附した *avertissement* も読みなさい。そうすれば、それが書かれた時代と場所、それが関わる民族、それが構想された段階がわかるだろう。そうして、その事柄に通じたら、各冊の終わりにある六省に属する官が列挙してある表を探し、読むだけ読んでみなさい。先に読んだ二つの文章で予告されているので、非常に興味を持って、余り驚くことなく、その数の多さ、その職階制の細かい下位区分、そしてその中の多くの官に割り当てられた職務の奇妙さに気づくだろう。それが終われば、翻訳者が辿ったのと同じ道筋を辿りなさい。本文を注釈に頼らずに、最初から最後まで続けて読みなさい。その大略が不完全ながら理解できるが、多くの条を見落としたり、その関係や目的がわからなかったりするだろう。しかし、心は古代世界に運ばれ、それを全体として認識し、そこで支配的な概念体系を理解し、その外側を覆う形式の奇妙さに慣れるだろう。あなたは、見知らぬ地を急いで駆け抜けてやってきた旅行者と同じ状態にあるだろう。そこで、再び、根気よく本文を読もう。一句毎に、今度はお供の賢明な通訳として注釈の助けを借りながら。すべての条がはっきりと見え、その用途や目的がわかり、それらの関係を把握できる。一言でいえば、あなたは完全に馴らされるだろう。本文を完全に掌握させる、この批判

的検討の手続きを終えて、何らかの単独の条をみつけたり、同じ種類の事実や概念や規則や習わしに関する事柄を集める必要があったら、翻訳者がこの書の最後に置いたアルファベット順の用語集を自由に使い、ヨーロッパ的な考え方でそれに対すればよい。各々の事柄のある巻数と丁数が正確に示されているので、あなたはまっすぐ目的に導かれ、探す資料をまとめて手に入れるだろう。あなたは、そこからそれを抜き出す手間をかけるだけでよい。単なる好事家には、この用語集は彼だけの最も風変わりで最も刺激的な読み方をさせてくれるだろう。しかし、この書物をありふれた好奇心を満足させるのに使えるものとして紹介するのは、それを結果として作り上げた莫大な労力を貶めるものである。そのような目的に使うには犠牲が大きすぎた。

可哀相な私の息子は、この書に残りの力を注ぎ、生涯の最後の五年間を費やした。彼の死後、彼の師の助力を得て、息子に捧げる記念碑的著作を完成させるに十分な日にちを私に与えて下さった神に感謝しなければなるまい。この敬虔な務めに身を捧げていると、私は彼が私の傍にいて私たちの相互の情愛の最後のしるしを強く感じ取っているという気がした。そうなのだ。死の神秘に抗して永らえ、死が引き裂いた情愛の深い魂をなお楽しませる感情の交流は存在する。

彼に向けての最後の別れの言葉を締めくくるには、ここに、彼の葬儀で、金石・文芸アカデミー会長として、ラングロワ氏が述べた感動的な言葉と、アジア学会の前の年会でモール氏が読み上げた彼の全業績についての紹介とを挙げるのが一番良いだろう。この二つの文章には、彼の勤勉な生涯のさまざまな局面、彼の簡素な趣味、研究への献身、業績目録が見え、彼の誠実な性格が抱かせた尊敬の念が表れている。それらが、彼がこの世に残した全てである。しかし、我々は誰も、後に生き残った者の慰めのために、彼の死後に、このように、幾つかの業績の思い出と哀惜の念を残すことしか望み、願うことはできないのである。

1851年1月

J.B. ビオ

原注

- *1 卷一第1葉以降。
- *2 卷二第49葉。
- *3 卷二十九第5葉。
- *4 卷二十九第6葉。
- *5 卷二十九第7葉。
- *6 卷二第20-25葉。
- *7 皇室職員表の宦官に割り当てられた職務参照(卷一と卷七、卷八第36-37葉、卷十七第7葉)。
他の箇所には見えない。

- *8 後に続く詳細は、大宰の管轄に属する全職務が明記されている最初の七巻に述べられている。
- *9 *L'État de la France* (フランスの現状, フランス年報), 1699年, p.298, 一卷, 八つ折り判, トゥラブイエ編, 王に献呈された。
- *10 巻四第13,18,19,20葉。
- *11 巻八第37葉注³⁰⁾。
- *12 巻四第18葉。
- *13 巻十三第43,44葉。
- *14 巻十三第16,27,32葉。
- *15 巻十一第5,6,9葉。
- *16 巻三十一第16葉以降。
- *17 巻三十四第24葉王與之注³¹⁾。
- *18 巻三十二第50葉。
- *19 巻二十六第13,16,18葉。
- *20 巻二十六第20葉注。*Journal des savants*1840のp.34及びp.142
以降参照。ギリシア黄道十二宮を表す幾何学的な記号は、周公の黄道十二分割とは異なる。
- *21 巻十三第29葉, 巻三十二第53葉。
- *22 巻十第1-11葉, 巻二十九第13葉など。
- *23 巻十第1-8葉, 同じく第28葉, 巻九第2葉, 巻三十六第28葉。
- *24 巻三十三第1葉以降。
- *25 巻三十五第33葉「士師」条注。³²⁾
- *26 巻三十五第26葉。
- *27 巻三十六第4葉。
- *28 巻三十六第35,36葉。
- *29 巻三十七第7葉。
- *30 巻三十五第17葉。
- *31 巻三十五第26葉, 巻三十六第28,29葉。
- *32 巻三十六第41-44葉。

30) 陳傅良注。

31) 『義疏』は秋官序官の「氏」の附く官名の終わりの注に總論として王注を引き「秋官之屬, 以氏稱者幾三之一焉, 所掌皆細事, 蓋人情之所易忽, 非世宿其業莫能諳也」という。

32) 秋官「士師之職掌國之五禁之灋, 以左右刑罰」, 『義疏』は賈公彦を引き「刑期於無刑, 故豫施禁, 使民不犯, 是禁者刑罰之助也」という。

- *33 卷三十八, 三十九の随所に見える。
- *34 同上。
- *35 卷十六21葉。
- *36 卷十六22葉。
- *37 卷三十八第26葉。
- *38 卷三十八第27葉。
- *39 卷十五第8葉, 卷四十三第42葉。
- *40 Vie de Demosthene (デモステネスの生涯), §3。

(3) デルヴェ・ド・サン＝ドニ侯³³⁾の関与について

ジャン＝バティストの *avertissement* によれば、『周禮』訳の第二冊はジュリアンの援助で出版に漕ぎ着けたという。しかし、コルディエ (Henri Cordier, 1849 - 1925) の *Bibliotheca Sinica* の注記(p.1408)によると、デルヴェ・ド・サン＝ドニ侯が完成させたことが、デルヴェの *Examen des faits mensongers contenus dans un libelle publié sous le faux nom de Léon Bertin* (1875) (レオン・ベルタンに仮託され公表された中傷文中の偽りの調査) に見えるという。この書は、現在、Galiicaで閲覧可能である。その書には、Notice sur les travaux de M. d'Hervey de Saint-Denys relatifs aux études chinoises (デルヴェ・ド・サン＝ドニ氏の中国学関連業績) が附されていて、その中に “Achévé la traduction des dernières sections du *Tcheou-li* (『周禮』の最終部の訳の完成)” という一項があり、その証拠としてデルヴェが挙げるのはジャン＝バティスト自身がデルヴェに贈った『周禮』訳に書き入れた以下のような献辞である。

Offert à M. d'Hervey de Saint-Denys, en reconnaissance de l'intérêt qu'il a témoigné pour la mémoire de mon fils, et comme remerciement de l'assistance qu'il m'a donnée pour terminer cette publication (デルヴェ・ド・サン・ドニ氏に、わが息子の思い出に示してくれた関心に対する感謝のしるしと、彼がこの出版物完成に与えてくれた援助の御礼に)

デルヴェ・ド・サン・ドニ侯が、『周禮』訳の完成に多少なりとも関わっていることは間違いないさそうである。

33) Marquis d'Hervey de Saint-Denys(1822-1892)。ジュリアンの後任としてコレージュ・ド・フランスの中国学講座の教授になった中国学者。夢学者でもあり、フロイトが手に入れられなかった稀覯本 *Les Rêves et les moyens de les diriger; Observations pratiques* (1867) の著者としても知られる。この書の日本語訳は国書刊行会から出ている (立木鷹志訳『夢の操縦法』2012)。

4. むすび

ピオは中国学者として生きた十五年間に34もの中国学関連の著作を発表し、遺作のフランス語による『周禮』全編の訳注 *Le Tcheou-li ; ou, Rites des Tcheou, traduit et annoté* は、1851年、パリで出版された。訳は二巻でピオの作成にかかる用語集 (table des matières) が附されている。この書は、書の扉にも記されているように、当時、初めての欧州語訳であり、現在でも欧州語全訳としては唯一のものである。そして、「經書の西譯が其後幾種類も出てゐるに拘らず『周禮』だけはこの佛譯より外にない爲に特に重んぜられている」(石田幹之助『歐米に於ける支那研究』1942)、「この著作は、この分野の模範で、1940年、北京で重版されたことから、その現代的意義は知られよう」(フレッシュ前掲書) などとされるように、中国学者、エドゥアール・ピオの遺した数々の業績のうち、最も高く評価されているものなのである。

